

証券コード 8139
(発信日) 令和5年6月14日
(電子提供措置開始日) 令和5年6月8日

株主各位

東京都台東区上野一丁目15番3号

株式会社 ナガホリ

代表取締役社長 長 堀 慶 太

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会に上程されている議案には当社提案（第1号議案から第4号議案まで）と株主からの提案（第5号議案）の双方が含まれておりますのでご留意ください。各議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりであります。

当社取締役会は、株主から提案された第5号議案について 反対しております。当社取締役会の株主提案議案に対する考え方は、後記73頁から87頁に記載しております。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nagahori.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【第62期定時株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8139/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナガホリ」又は「コード」に当社証券コード「8139」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご来場につきましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などは、ご無理をなさらず、当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、書面により議決権を行使される株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月28日（水曜日）営業時間の終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端一丁目4番1号
東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス
本年の臨時株主総会と同じ東天紅上野店ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 第62期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件

<株主提案>

- 第5号議案 取締役4名選任の件

第1号議案から第4号議案は会社提案議案です。
第5号議案は株主提案議案です。

当社取締役会は**第5号議案に 反対**しております。
当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、**第5号議案に「反対」**の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会においては、書面交付請求の有無に拘らず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします（但し、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。）。従って、当該お送りした書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

- ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の概要及び株式会社の支配に関する基本方針
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合には、第1号乃至第4号議案については賛成の意思表示があったものとして、第5号議案については反対の意思表示があったものとして、それぞれお取り扱いいたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として委任することができます。但し、代理権を証明する書面（委任状）とともに、以下の①から③のいずれかの書類のご提出が必要となります。

- ① 委任された株主様の議決権行使書の用紙
- ② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限り。）
- ③ 委任された株主様（個人株主に限ります。）の、旅券（パスポート）、運転免許証、又は各種健康保険証の写しその他の本人確認資料（全国株懇連合会理事会在2020年10月16日付けの決定により改正した株主本人確認指針3条に「株主本人確認資料」として記載されているものに限り。）

本定時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

万が一、株主様（第5号議案の提案株主であるリ・ジェネレーション株式会社に限られません。）が、①QUOカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法、②委任状の勧誘の際に、当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得する方法、その他の不正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本定時株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、及び本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございますのでご注意ください。

なお、株主の皆様において、本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下のご連絡先までご連絡ください。

《ご連絡先》 〒110-8546
東京都台東区上野 1 丁目15番3号
株式会社ナガホリ 総務部
TEL :03-3832-8266
FAX :03-3832-8270
Email:naga_ir@nagahori.co.jp

※本不正行為が確認された場合等には、下記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

《当社ウェブサイト》<https://www.nagahori.co.jp/>

事業報告

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限や経済活動に影響する制限も緩和され、回復の方向へと持ち直しつつありましたが、感染の再拡大に対する自主的な行動制限や、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源・原材料価格高騰とともに、急激な円安による物価上昇が引き起こされるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

ジュエリー業界におきましても、新型コロナウイルス感染症対策による制限が緩和されたことで、営業活動が回復に向かいましたが、感染の再拡大に対する自主的な行動制限や物価上昇の影響など、先行きの不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、感染症対策を施した環境での自社催事や顧客催事等の販売活動に取り組みました。また、グループ会社で展開する直営小売事業の収益力改善が成果を出し、海外からの引き合いの活発化への対応を行うなど収益確保に努めました。さらに、財務の安定のため当座貸越契約締結による財務基盤強化、インターネット販売等のITツールを活用した営業促進、自社ブランドの販売促進等に取り組みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は176億73百万円（前年同期比4.4%増加）、営業利益は5億47百万円（同89.9%増加）、経常利益は5億37百万円（同112.5%増加）と予想を上回る黒字を確保しましたが、リ・ジェネレーション株式会社その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえた緊急対応及び同社が開催を請求したことを契機として本年3月に開催した当社臨時株主総会、並びに、令和4年6月に開催した当社定時株主総会でご承認をいただきました当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づき、マイルストーンマネジメント株式会社が提出した大規模買付行為等趣旨説明書に対する対応等、関連する対応等に係るアドバイザー費用3億570百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益60百万円（同62.9%減少）となりました。

セグメント別に見ますと、宝飾事業におきましては売上高は175億48百万円（前年同期比4.5%増加）、セグメント利益4億69百万円（同126.0%増加）となりました。貸ビル事業におきましては売上高（外部顧客）は81百万円（同0.1%減少）、セグメント利益58百万円（同1.7%増加）となりました。太陽光発電事業の売上高は43百万円（同7.4%減少）、セグメント利益19百万円（同15.5%減少）となりました。

セグメント別売上実績（外部顧客）

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 自令和3年4月1日 至令和4年3月31日		当連結会計年度 自令和4年4月1日 至令和5年3月31日		増 減	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	比率
宝飾事業	16,798	99.2	17,548	99.3	750	4.5
貸ビル事業	81	0.5	81	0.5	0	△0.1
太陽光発電事業	47	0.3	43	0.2	△3	△7.4
売上高合計	16,927	100.0	17,673	100.0	746	4.4

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第59期 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)	第60期 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	第61期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	第62期 (当連結会計年度) (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
売 上 高	百万円 20,690	百万円 16,295	百万円 16,927	百万円 17,673
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する 当期純損失（△）	百万円 △104	百万円 △331	百万円 163	百万円 60
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失（△）	円 △6.82	円 △21.62	円 10.69	円 3.96
総 資 産	百万円 24,099	百万円 23,607	百万円 23,863	百万円 24,174
純 資 産	百万円 12,294	百万円 11,960	百万円 12,059	百万円 12,128
1株当たり 純 資 産	円 801.70	円 779.93	円 786.37	円 790.87

(5) 重要な子会社の状況（令和5年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソマ株式会社	百万円 100	% 100.0	貴金属製造加工卸
ナガホリリテール株式会社	100	100.0	宝飾品小売
エスジェイジュエリー株式会社	259	100.0	宝飾品製造、卸売、輸出入
株式会社 仲庭時計店	30	100.0	時計・宝飾品卸売、小売
長堀（香港） 有限公司	百万HK\$ 5	100.0	宝飾品卸売

(注) 当社の議決権比率は、上記の当社の出資比率と同じであります。

(6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響は静まるものの、インフレ動向やウクライナ情勢などの地政学的なリスクの、先行きの不透明な状況が続いており、厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような状況を踏まえ、百貨店等の富裕層向け商品の充実を図るとともに、ナガホリグループ販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕の推進による収益力の強化を図ってまいります。また、自社ブランド商品の販売促進や直営店の出店によるさらなる販売増やOEM（Original Equipment Manufacturing）販売の強化とともに、販管費等の効率化による収益力向上に取り組んでまいります。

中期経営計画において掲げております『ブランド育成・強化』につきましては、積極的な新規出店により実現を図ります。「NADIA」をはじめとする自社ブランド商品や海外ブランドの世界観を演出し、ブランド認知度の向上と販売強化を目的とする当社の旗艦店「Maison de NADIA」を、2023年4月に東京・銀座の路面店としてグランドオープンいたしました。また、イタリア・ミラノのオートクチュールジュエリーブランド「スカヴィア」の日本における旗艦店として、「スカヴィア本店」を同年5月に帝国ホテル内にオープンしております。『新販路の開拓』につきましては、松坂屋名古屋店における宝飾品販売事業を同年6月に他社より譲受し、中期経営計画に基づく販売政策、商品政策を実行してまいります。

また社内においては次期基幹システム導入を見据え、業務フローを見直し、新体制の構築を図ることで生産性の向上を図ります。

グループ戦略については、グループ会社各社がそれぞれの収益性指標及び生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした営業戦略を確実に実行してまいります。具体的には、製造から販売までの機能を持つナガホリグループ各社の強みを生かし、販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕をさらに進めることで、魅力ある商品をより効率的に提供できるよう、体制強化を図ってまいります。また、グループ内で企業活動に適応した人員政策を戦略的に展開します。併せて安定的な収益を目指した貸借ル事業の強化を図り、グループの持続的成長を可能とする事業基盤の強化を進めてまいります。

これら各種施策・計画を継続的に実施することで、企業価値の向上及び持続的な成長、株主利益の確保・向上に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (令和5年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成されており、貴金属・宝飾品等の卸・製造加工及び国内・国外販売、貸ビル事業並びに太陽光発電事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (令和5年3月31日現在)

本社 東京都台東区上野一丁目15番3号

名 称	所 在 地
大阪支店	大阪府中央区
アトリエドモバラ	千葉県茂原市
ソマ株式会社	福島県相馬市
ナガホリリテール株式会社	東京都台東区
長堀(香港)有限公司	中国香港特別行政区
エスジェイジュエリー株式会社	東京都台東区
株式会社仲庭時計店	大阪府中央区

(9) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比(名)
宝飾事業	472 (89)	△55 (2)
貸ビル事業	- (-)	- (-)
太陽光発電事業	- (-)	- (-)
合計	472 (89)	△55 (2)

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比(名)	平均年齢	平均勤続年数
295 (64)	△19 (2)	48歳0か月	14年5か月

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (令和5年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社りそな銀行	4,182百万円
株式会社みずほ銀行	1,710百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,568百万円
株式会社常陽銀行	890百万円
株式会社北陸銀行	500百万円
株式会社七十七銀行	500百万円

2. 株式の状況（令和5年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
 ② 発行済株式の総数 16,773,376株（自己株式1,438,016株を含む）
 ③ 株主数 2,625名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
リ・ジェネレーション株式会社	1,772千株	11.56%
有限会社エムエフ長堀	1,180	7.69
布 山 高 士	985	6.42
長堀クリエイト株式会社	800	5.22
株式会社りそな銀行	766	5.00
SCBHK AC EVERBRIGHT SECURITIES INVESTMENT SERVICES (HK) LIMITED-CLIENT AC	632	4.12
長 堀 守 弘	573	3.74
長 堀 慶 太	525	3.43
野 村 株 式 会 社	455	2.97
鶴 田 亮 司	410	2.67

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,438,016株を控除して計算しております。
 2. 当社は自己株式1,438,016株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（令和5年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 堀 慶 太	ソマ株式会社代表取締役社長 長堀（香港）有限公司取締役 エスジェイジュエリー株式会社代表取締役会長 株式会社仲庭時計店取締役 ナガホリリテール株式会社取締役
常務取締役	吾 郷 雅 文	管理本部長 エスジェイジュエリー株式会社取締役 ナガホリリテール株式会社取締役 長堀（香港）有限公司取締役 株式会社仲庭時計店取締役 ソマ株式会社取締役
取締役	白 川 文 彦	経営企画部長 株式会社仲庭時計店代表取締役社長
取締役	川 村 忠 男	エスジェイジュエリー株式会社代表取締役社長
取締役	富 樫 直 記	株式会社クレディセゾン社外取締役 Ridgelinez株式会社シニアアドバイザー TG Partners株式会社代表取締役パートナー
取締役	長 沢 伸 也	早稲田大学ビジネススクール（大学院アジア太平洋研究科。現、大学院経営管理研究科）教授 早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程商学専攻マーケティング・国際ビジネス専修教授 立命館アジア太平洋大学客員教授
取締役	洲 桃 麻 由 子	すもも法律事務所代表弁護士 地主アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員 東京都下水道サービス株式会社社外監査役 株式会社リセ社外監査役
常勤監査役	中 林 英 樹	ソマ株式会社監査役 株式会社仲庭時計店監査役 ナガホリリテール株式会社監査役
監査役	佐 藤 亮 輔	佐藤亮輔税理士事務所

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	岩上和道	公益財団法人日本サッカー協会顧問 一般社団法人日本女子サッカーリーグ 理事長

- (注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 令和4年6月29日開催の第61期定時株主総会において、長沢伸也氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
 - (2) 令和5年3月16日開催の臨時株主総会において、洲桃麻由子氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役中林英樹氏及び佐藤亮輔氏及び岩上和道氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役中林英樹氏は、長年に亘る金融機関での豊富な経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役佐藤亮輔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役富樫直記氏、取締役長沢伸也氏、取締役洲桃麻由子氏、監査役中林英樹氏、監査役佐藤亮輔氏及び監査役岩上和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の報酬等に関する基本方針の内容の概要

i. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議によって決定することとしております。

ii. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

固定報酬については、昭和62年6月26日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役の報酬限度額は、取締役報酬が年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まない）、監査役報酬が20百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点での取締役の員数は13名、監査役の員数は2名であります。

iii. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長長堀慶太が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限内容は、取締役の個人別の報酬の金額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が、代表取締役社長への委任手続を経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	7名	54百万円
監 査 役	3名	7百万円
合 計	10名	62百万円

(注) 1. 上記のうち、社外取締役3名、社外監査役3名の報酬等の総額は13百万円であります。
2. 上記のほか、費用処理した役員退職慰労引当金繰入額△74百万円があります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役富樫直氏は当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、主に経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

取締役長沢伸也氏は令和4年6月29日就任以降に開催された取締役会14回のうち13回出席し、ジュエリー業界におけるブランディング・戦略について幅広く深い造詣を有する立場から客観的、専門的な視点で発言を行っております。

取締役洲桃麻由子氏は令和5年3月16日就任以降に開催された取締役会2回のうち2回出席し、企業法務を専門とする国際弁護士としての経験、及び他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を務める高度な知見と経験から客観的、専門的な視点で発言を行っております。

監査役中林英樹氏は当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、長年に亘る金融機関での豊富な知見と経験等から、当社経営の健全性・適格性に対する発言を行っております。

監査役佐藤亮輔氏は当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、主に税理士としての高い見識と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

監査役岩上和道氏は当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会12回のうち10回出席し、スポーツ団体役員等その豊富な経験と大所高所の見地から客観的な立場で発言を行っております。

なお、当社と各社外役員の兼職先との間では、特別な関係はありません。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が(9回)ありました。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

① 名称

監査法人日本橋事務所

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況及び当事業年度の報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合、その他必要があると判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,222,392	流 動 負 債	10,553,598
現金及び預金	3,500,798	支払手形及び買掛金	871,499
受取手形及び売掛金	2,803,036	短期借入金	8,788,750
商品及び製品	9,534,092	1年内返済予定の長期借入金	115,504
仕掛品	285,969	未払法人税等	64,872
原材料及び貯蔵品	846,532	賞与引当金	55,659
その他	268,264	役員賞与引当金	4,200
貸倒引当金	△16,302	その他の他	653,112
固 定 資 産	6,951,788	固 定 負 債	1,492,257
有 形 固 定 資 産	5,003,282	長期借入金	447,376
建物及び構築物	1,346,591	退職給付に係る負債	620,263
機械装置及び運搬具	151,391	役員退職慰労引当金	157,917
土地	3,276,198	繰延税金負債	25,970
その他	229,100	再評価に係る繰延税金負債	48,841
無 形 固 定 資 産	37,618	その他の他	191,888
投資その他の資産	1,910,887	負 債 合 計	12,045,855
投資有価証券	1,086,907	純 資 産 の 部	
長期貸付金	19,581	株 主 資 本	12,765,920
繰延税金資産	122,574	資本金	5,323,965
その他	894,730	資本剰余金	6,275,173
貸倒引当金	△212,906	利益剰余金	1,648,348
資 産 合 計	24,174,180	自 己 株 式	△481,568
		その他の包括利益累計額	△637,595
		その他有価証券評価差額金	58,845
		土地再評価差額金	△712,196
		為替換算調整勘定	15,755
		純 資 産 合 計	12,128,324
		負 債 純 資 産 合 計	24,174,180

連結損益計算書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,673,563
売上原価	12,967,069
売上総利益	4,706,494
販売費及び一般管理費	4,159,255
営業利益	547,239
営業外収益	74,937
受取利息	145
受取配当金	19,066
投資事業組合運用益	5,456
為替差益	7,169
保険返戻金	27,892
その他の	15,207
営業外費用	84,308
支払利息	82,554
その他	1,753
経常利益	537,868
特別利益	32,035
固定資産処分益	18,165
助成金収入	13,869
特別損失	389,145
固定資産処分損	2,356
投資有価証券評価損	2,908
減損損失	14,739
新型コロナウイルス対応による損失	11,367
アドバイザリー費用	357,773
税金等調整前当期純利益	180,758
法人税、住民税及び事業税	114,336
法人税等調整額	5,644
当期純利益	60,777
親会社株主に帰属する当期純利益	60,777

連結株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,323,965	6,275,173	1,638,874	△481,433	12,756,580
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△30,671		△30,671
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			60,777		60,777
自 己 株 式 の 取 得				△134	△134
土地再評価差額金の取崩			△20,632		△20,632
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9,473	△134	9,339
当 期 末 残 高	5,323,965	6,275,173	1,648,348	△481,568	12,765,920

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	20,297	△732,828	15,389	△697,142	12,059,438
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△30,671
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					60,777
自 己 株 式 の 取 得					△134
土地再評価差額金の取崩					△20,632
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	38,547	20,632	366	59,546	59,546
当 期 変 動 額 合 計	38,547	20,632	366	59,546	68,885
当 期 末 残 高	58,845	△712,196	15,755	△637,595	12,128,324

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,863,724	流動負債	7,781,736
現金及び預金	2,715,399	支払手形	94,697
受取手形	191,576	電子記録債務	199,565
電子記録債権	734,711	買掛金	363,789
売掛金	1,181,864	短期借入金	6,520,000
商品及び製品	7,588,425	1年以内返済予定の長期借入金	100,000
仕掛品	27,440	未払金	156,655
原材料及び貯蔵品	339,193	賞与引当金	19,647
前払費用	17,891	その他	327,381
その他	152,862	固定負債	865,578
貸倒引当金	△85,641	長期借入金	175,000
固定資産	6,936,650	退職給付引当金	461,836
有形固定資産	4,666,420	役員退職慰労引当金	77,031
建物	1,323,551	繰延税金負債	25,450
構築物	11,310	再評価に係る繰延税金負債	48,841
機械及び装置	25,648	長期預り保証金	45,988
車輛運搬具	295	関係会社事業損失引当金	30,510
工具器具及び備品	138,210	その他	921
土地	3,161,025	負債合計	8,647,315
リース資産	6,378	純 資 産 の 部	
無形固定資産	29,037	株 主 資 本	11,807,589
ソフトウェア	19,113	資本金	5,323,965
その他	9,924	資本剰余金	6,275,173
投資その他の資産	2,241,192	資本準備金	4,273,913
投資有価証券	1,082,345	その他資本剰余金	2,001,260
関係会社株	656,700	利 益 剰 余 金	690,018
長期貸付金	380,581	利益準備金	358,287
破産更生債権等	19,429	その他利益剰余金	331,731
保険積立金	357,547	繰越利益剰余金	331,731
差入保証金	45,423	自 己 株 式	△481,568
その他	99,175	評価・換算差額等	△654,530
貸倒引当金	△400,011	その他有価証券評価差額金	57,666
資産合計	19,800,374	土地再評価差額金	△712,196
		純資産合計	11,153,059
		負債純資産合計	19,800,374

損 益 計 算 書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,599,259
売 上 原 価	5,587,730
売 上 総 利 益	3,011,528
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,841,055
営 業 利 益	170,473
営 業 外 収 益	332,702
受 取 利 息	3,353
受 取 配 当 金	235,499
投 資 事 業 組 合 運 用 益	5,456
為 替 差 益	8,819
保 険 返 戻 金	27,892
受 取 保 証 料	40,000
そ の 他	11,681
営 業 外 費 用	61,579
支 払 利 息	60,026
そ の 他	1,552
経 常 利 益	441,596
特 別 利 益	29,091
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,290
固 定 資 産 処 分 益	17,129
助 成 金 収 入	3,672
特 別 損 失	408,287
固 定 資 産 処 分 損	2,355
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,908
ア ド バ イ ザ リ 一 費 用	357,773
減 損 損 失	14,739
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	30,510
税 引 前 当 期 純 利 益	62,401
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,243
当 期 純 利 益	51,157

株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	331,876	△481,433	11,807,869	
当期変動額								
剰余金の配当					△30,671		△30,671	
当期純利益					51,157		51,157	
自己株式の取得						△134	△134	
土地再評価差額金の取崩					△20,632		△20,632	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							-	
当期変動額合計	-	-	-	-	△145	△134	△280	
当期末残高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	331,731	△481,568	11,807,589	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	19,137	△732,828	△713,691	11,094,178
当期変動額				
剰余金の配当				△30,671
当期純利益				51,157
自己株式の取得				△134
土地再評価差額金の取崩				△20,632
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,529	20,632	59,161	59,161
当期変動額合計	38,529	20,632	59,161	58,881
当期末残高	57,666	△712,196	△654,530	11,153,059

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年5月29日

株式会社ナガホリ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区
指定社員 公認会計士 森 岡 健 二
業務執行社員
指定社員 公認会計士 千 保 有 之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガホリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年5月29日

株式会社ナガホリ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区
指定社員 公認会計士 森 岡 健 二
業務執行社員
指定社員 公認会計士 千 保 有 之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している

かどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月30日

株式会社ナガホリ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中 林 英 樹 ㊟

社 外 監 査 役 佐 藤 亮 輔 ㊟

社 外 監 査 役 岩 上 和 道 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案（会社提案） 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し安定した配当を継続して行うことを配当の基本方針としております。当期は、公表済みの業績予想を上回ることとなりましたので、期末配当として1株当たり5円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、配当総額は76,676,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和5年6月30日

第2号議案（会社提案） 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るために取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況、担当	所有する当社の株式数
1	ながほり けいた 長堀 慶太 (昭和38年5月10日生)	昭和62年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成5年3月 当社入社 平成7年6月 取締役社長室長 平成10年6月 常務取締役商品本部長兼商品部長兼社長室長 平成15年4月 常務取締役商品本部長兼第二商品本部長兼社長室長 平成17年6月 ソマ株式会社代表取締役社長（現在に至る） 平成18年3月 プロディア株式会社（現ナガホリリテール株式会社）代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） 平成24年5月 長堀（香港）有限公司取締役（現在に至る） 平成25年1月 エスジェイジュエリー株式会社代表取締役会長（現在に至る） 平成26年9月 株式会社仲庭時計店代表取締役会長 平成30年4月 ナガホリリテール株式会社取締役（現在に至る） 令和3年6月 株式会社仲庭時計店取締役（現在に至る）	525,291株
<p>[取締役候補者とした理由] 【再任】 長堀慶太氏は、当社に入社以来、主に営業関連業務を中心に担当し、平成7年に取締役就任後は商品部門、グループ会社の統括等幅広い分野を担当した後、平成20年に当社の代表取締役に就任し、当社グループの成長発展に貢献してまいりました。 これらの当社経営における豊富な経験と幅広い人脈、企業経営に関する高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	あごう まさふみ 吾郷 雅文 (昭和38年8月11日生)	昭和62年4月 株式会社協和銀行（現株式会 社りそな銀行）入行 平成29年2月 当社入社 管理本部総務部部长 平成29年6月 執行役員管理本部総務部長 平成30年6月 取締役管理本部長 ナガホリリテール株式会社取 締役 エスジェイジュエリー株式会 社取締役（現在に至る） 株式会社仲庭時計店監査役 令和2年6月 常務取締役管理本部長（現在 に至る） 令和2年7月 ナガホリリテール株式会社専 務取締役 令和3年6月 ソマ株式会社取締役（現在に 至る） 株式会社仲庭時計店取締役 （現在に至る） 長堀（香港）有限公司取締役 （現在に至る） 令和4年6月 ナガホリリテール株式会社取 締役（現在に至る）	10,000株
[取締役候補者とした理由] 【再任】 吾郷雅文氏は株式会社りそな銀行での豊富な経験と専門的な業務知識を有しており、当社に入社後は管理部門を担当し、現在は管理本部長を務めております。この豊富な経験と企業経営に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	しらかわ ふみひこ 白川 文彦 (昭和40年12月4日生)	昭和63年4月 当社入社 平成7年4月 総合企画室課長 平成9年4月 管理本部総務部総務課長 平成12年10月 商品本部商品部商品第三課次長 平成17年4月 商品本部第一商品部長 平成21年4月 ブランド事業部長 平成21年6月 執行役員ブランド事業部長 平成23年4月 執行役員ジュエリー事業部長 平成23年6月 取締役ジュエリー事業部長 平成25年4月 取締役商品本部長 平成27年10月 取締役流通事業本部長 平成29年4月 取締役ニコロポーロ事業部長 平成29年6月 取締役ホールセール事業部長 兼ニコロポーロ事業部長 平成29年6月 エスジェイジュエリー株式会 社取締役 平成30年4月 取締役ホールセール事業部長 平成31年4月 取締役生産事業本部長 令和元年6月 ソマ株式会社専務取締役 令和4年5月 取締役管理本部経営企画部長 兼生産事業本部長 令和4年11月 取締役管理本部経営企画部長 兼株式会社仲庭時計店代表取 締役社長（現在に至る）	1,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 【再任】</p> <p>白川文彦氏は、当社に入社以来、営業、商品、管理部門の業務に携わるとともに重要部門の責任者を歴任し、業務経験を積んでまいりました。平成23年に取締役に就任し、現在は株式会社仲庭時計店代表取締役社長を務めております。</p> <p>これらの当社グループにおける豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	なかお すなお 中尾 直 (昭和37年6月19日生)	昭和60年4月 当社入社 平成16年4月 商品本部第一商品部商品第1課長 平成22年4月 ジュエリー事業部商品部次長 平成23年1月 ジュエリー事業部商品部長 平成27年10月 商品本部副本部長 平成30年4月 執行役員商品本部長 令和4年7月 商品本部長（現在に至る）	—
[取締役候補者とした理由] 【新任】 中尾直氏は、当社に入社以来、商品部門に所属し海外での主としてダイヤモンドの買付け業務など当社の主業であるジュエリー事業の根幹業務を担い、平成23年にジュエリー事業部商品部長に就任後は商品部門の責任者として現在も商品本部長を務めております。これらの当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
5	あらい ひでお 新井 日出夫 (昭和41年11月20日生)	昭和60年4月 当社入社 平成8年4月 営業本部第一営業部第1課長 平成12年4月 営業本部福岡営業所長 平成20年4月 営業本部本社営業部長 平成26年6月 執行役員ホールセール事業部長 平成30年10月 執行役員大型店事業部副事業部長 平成31年4月 執行役員大型店事業部長 令和3年4月 執行役員営業本部長（現在に至る）	1,100株
[取締役候補者とした理由] 【新任】 新井日出夫氏は、当社に入社以来、営業部門の業務に携わるとともにホールセール事業、百貨店事業の責任者を歴任し、業務経験を積んでまいりました。平成26年に執行役員に就任し、現在も営業本部長を務めております。これらの当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
6	とがし なおき 富樫 直記 (昭和35年10月24日生)	昭和59年4月 日本銀行入行 平成11年1月 フューチャーフィナンシャルス トラテジー株式会社代表取締役 社長 平成19年4月 経済同友会幹事（現在に至る） 平成22年6月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 日本代表パートナー 平成23年3月 日興アセットマネジメント株式 会社取締役 平成26年6月 当社社外取締役（現在に至る） 平成29年4月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 代表取締役日本代表パ ートナー 平成29年6月 株式会社クレディセゾン社外取 締役（現在に至る） 令和2年12月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 日本代表パートナー 令和3年4月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 シニアアドバイザー 令和3年12月 Ridgelinez株式会社シニアア ド バイザー（現在に至る） 令和4年6月 TG Partners株式会社代表取締 役パートナー（現在に至る）	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要] 【再任】</p> <p>富樫直記氏は、トップマネジメントの経験並びに企業経営及び金融に関する幅広い知見を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から経営全般に関する助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の社外取締役在任期間は本定時株主総会の終結をもって9年となります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	ながさわ しんや 長沢 伸也 (昭和30年9月21日生)	昭和61年12月 工学博士（早稲田大学） 平成7年4月 立命館大学経営学部教授 平成15年4月 早稲田大学ビジネススクール （大学院アジア太平洋研究科。 現 大学院経営管理研究科）教 授（現在に至る） 平成20年4月 早稲田大学大学院商学研究科博 士後期課程商学専攻マーケティ ング・国際ビジネス専修教授 （現在に至る） 平成27年10月 立命館アジア太平洋大学客員教 授 令和4年6月 当社社外取締役（現在に至る） 令和5年4月 国際ファッション専門職大学 特別招聘教授（現在に至る）	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等] 【再任】</p> <p>長沢伸也氏は、日本におけるラグジュアリーブランド研究の第一人者であり、ジュエリー業界におけるブランディング・戦略について幅広く深い造詣を有しております。そのため、客観的、専門的な視点から、当社の経営への助言や、宝飾品販売事業を営んでいるためにブランド価値の向上が企業価値の向上に直結する当社のブランディング戦略を中心に、当社の企業価値の向上に向けた経営戦略や経営計画その他の各種施策の妥当性や要改善点等につき適切な監督をいただけるものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の社外取締役在任期間は本定時株主総会の終結をもって1年となります。</p>			

候補者 番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
8	すもも まゆこ 洲桃 麻由子 (昭和52年5月3日生)	平成13年10月 第一東京弁護士会登録、西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 平成21年2月 ニューヨーク州弁護士登録 平成27年1月 すもも法律事務所開設 代表弁護士（現在に至る） 平成28年7月 地主アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（現在に至る） 令和3年6月 東京都下水道サービス株式会社 社外監査役（現在に至る） 令和4年6月 株式会社リセ 社外監査役（現在に至る） 令和5年3月 1級ファイナンシャル・プランニング技能士 令和5年3月 当社社外取締役（現在に至る）	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等] 【再任】</p> <p>洲桃麻由子氏は、企業法務を専門とする国際弁護士として長年に亘って培われた専門的知識を有していることに加え、他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を務めております。このような高度な知見と経験を、女性の視点や国際的な視点も含めて、中期経営計画「To the next Growth」の実行、連結内部統制の強化及び法令を遵守したコンプライアンス経営の推進など当社グループの成長に不可欠な分野に活かしていただけのもものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の社外取締役在任期間は本定時株主総会の終結をもって3か月となります。</p>			

(注)

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 富樫直記氏、長沢伸也氏及び洲桃麻由子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏らの再任が承認可決された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は富樫直記氏、長沢伸也氏及び洲桃麻由子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らの再任が承認可決された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
- 洲桃麻由子氏の戸籍上の氏名は、永吉麻由子であります。

第3号議案（会社提案） 監査役1名選任の件

監査役3名のうち佐藤亮輔氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況、担当	所有する当社の株式数
佐藤 亮輔 (昭和40年11月14日生)	昭和63年4月 富士通株式会社入社 平成11年9月 アーサー・アンダーセン税務事務所入社 平成14年10月 佐藤亮輔税理士事務所開業（現在に至る） 平成22年6月 ソマ株式会社監査役 平成23年6月 当社監査役（現在に至る）	17,000株
<p>[社外監査役候補者とした理由等] 【再任】</p> <p>佐藤亮輔氏は、税理士としての豊富な経験と幅広い知識と見識、また、当社及び当社グループ会社ソマ株式会社における監査役としての経験を有しております。そのため、当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、経験を生かした有効な助言を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の監査役在任期間は本定時株主総会の終結をもって12年となります。</p>		

(注)

- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 候補者は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。候補者の選任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は佐藤亮輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(ご参考) 取締役及び取締役候補者並びに監査役及び監査役候補者の専門性並びに経験 (スキルマトリックス)

		特に期待する分野・スキル						
		経営	営業	商品開発・製造	ブランドマーケティング	財務会計	コンプライアンス	M&A
代表取締役社長	長堀慶太	○	○	○	○		○	
常務取締役	吾郷雅文	○				○	○	○
取締役	白川文彦	○		○	○			
取締役(新任候補)	中尾直		○	○	○			
取締役(新任候補)	新井日出夫		○	○	○			
社外取締役	富樫直記	○				○	○	○
社外取締役	長沢伸也				○		○	
社外取締役	洲桃麻由子					○	○	○
社外常勤監査役	中林英樹					○	○	
社外監査役	佐藤亮輔					○	○	
社外監査役	岩上和道	○			○		○	

第4号議案（会社提案） リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件

当社取締役会は、リ・ジェネレーション株式会社（旧社名は株式会社イノブライズ。以下「リ・ジェネレーション」といいます。）その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、以下に記載する当社株式の大規模買付行為等（下記2(2)で定義されます。以下同じです。）への対応策（以下「現行対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議し、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

現行対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであって、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において現行対応方針を維持することは予定されておらず、その有効期間は、2023年4月22日までとされていましたが、同時に、現行対応方針においては、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されることとされておりました¹。

そこで、当社は、現行対応方針の導入後の情勢の変化等を勘案しつつ、2023年3月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、①リ・ジェネレーションは、依然として単独で1,772,700株（所有割合²11.56%）に上る当社株式を保有していること、②リ・ジェネレーションによる当社株式の大量買集めと時期を同じくして取得した複数の株主に加えて、特定の複数の会社の株主や役員等を含む関係者が、偶然に生じることが常識的に考えてあり得ない程に多数当社株主として登場するに至っており、当社独立委員会が2022年8月13日付けで制定し、同年9月5日付けで改訂した共同協同行為等認定基準（別紙1）に照らして、リ・ジェネレーションとの間で「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立される可能性のある者（以下「本件潜

¹ 2022年4月22日付け当社プレス・リリース「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」23頁ご参照。

² 「所有割合」とは、(i)当社が2023年2月14日に提出した第62期第3四半期報告書に記載された2022年12月31日現在の当社の発行済株式総数（16,773,376株）から、(ii)同報告書に記載された2022年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（1,437,900株）及び単元未満株式（5,176株）を控除した株式数（15,330,300株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合の計算において同様とします。）をいいます。

在的協調行動者」といいます。)と合計すれば、株券等保有割合³の合計が優に20%以上となり得る状況であること、③リ・ジェネレーションが、2023年3月16日に開催した当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において約77%に上る大多数の株主の反対により否決された同社提案に係る議案と同じ候補者及び全く同様の理由を以て、取締役4名選任の件(取締役候補者:尾端友成氏、佐藤彩奈氏、菅原勝治氏及び吉澤孝明氏)を本定時株主総会の議題及び議案とする2023年3月31日付け株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行うに至っており(また、当社の現任取締役全員に対して、その任期満了に際しての退任を促しており、この点でも、当社の現任取締役全員の解任議案を提出していた本臨時株主総会に際しての姿勢・対応と全く同様です。)⁴、当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると考えられることから、独立委員会に対して、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続しているため、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することの是非について諮問いたしました。なお、当社は、独立委員会に対して、現行対応方針の有効期間を延長する場合には、既に2022年9月5日付けで公表済みの共同協調行為等認定基準(別紙1)の組込み等、現行対応方針に所要の改訂を行うことのは非についても併せて諮問いたしました。

これを受けて、独立委員会は、当社に対して、2023年4月21日、現行対応方針の導入後の上記①乃至③の事情を踏まえれば、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集め(及びその究極的な目的である当社経営支配権の取得に向けた行為)は継続しており、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間が延長されると判断することは妥当であること、また、現行対応方針の導入後に、独立委員会が2022年9月5日付けで公表済みの共同協調行為等認定基準を制定していることから、現行対応方針の有効期間を延長するにあたり、共同協調行為等認定基準の組込み等、現行対応方針に所要の改訂を行うことは妥当である旨勧告しております。

以上を踏まえて、当社は、2023年4月21日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、現行対応方針の有効期間が満了する2023年4月22日後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間は延長されることを確認するとともに、現行対応方針の有効期間の延長にあたり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針に所要の改訂を行うことを決議いたしました(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)。なお、かかる改訂は、現行対応方針の内容を実質的に変更するものではありません。

また、当社は、現行対応方針の有効期間の延長に当たっては、その有効期間を明確に定めておくことが望ましいと考えられることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本対応方針の有効期間を2024年6月開催予定の当社定時株主総会の終結までとすることの是非について独立委員会に諮問し、独立委員会は、当社に対して、2023年4月21日、現行対応方針の導入後の上記①乃至

³ 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。以下同じです。

⁴ 2023年4月3日付け当社プレス・リリース「当社第62期定時株主総会に係る株主提案に関するお知らせ」ご参照。

③の事情を踏まえれば、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが想定されることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本対応方針の有効期間を2024年6月開催予定の当社定時株主総会の終結までとすることは妥当である旨勧告しております。当該勧告を踏まえて、当社は、本取締役会において、本対応方針の有効期間を2024年6月開催予定の当社定時株主総会の終結までとすることについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を求めることを決議いたしました。

従いまして、以上の経緯を踏まえて、現行対応方針の有効期間が満了した2023年4月22日後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間は延長されていることの確認、並びに、現行対応方針の有効期間を延長するにあたり、現行対応方針に所要の改訂を行うこと、及び、本対応方針の有効期間を2024年6月開催予定の当社定時株主総会の終結までとすることにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本対応方針は、本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとします。

なお、既に開示しているとおり⁵、**現行対応方針は、既に開始されている本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されたものであり、本対応方針も現行対応方針の内容に従って、その継続・更新を行うものであって、同時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものです。**

本取締役会においては、独立社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成によって承認されており、当社監査役全員である独立社外監査役3名も、(現行対応方針の更新については本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として)同意しております。また、当社は、2022年4月20日開催の当社取締役会において、当社取締役会による恣意的な判断を防止することを目的として、当社の独立社外取締役1名及び独立社外監査役2名から成る独立委員会を設置しておりますが、本取締役会において、独立社外取締役である洲桃麻由子氏を追加で独立委員として選任することといたしました。当該独立委員会は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、本対応方針に関する独立委員会としての機能を担うこととなります。

1 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、会社の支配に関する基本方針に沿って導入された現行対応方針を継続・更新するものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化する観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を

⁵ 2022年4月22日付け当社プレス・リリース「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」ご参照。

適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）によって株主の皆様との総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者（下記 2 (2) で定義されます。以下同じです。）からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保するための枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたしております。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、現行対応方針の継続・更新は、既に行われているリ・ジェネレーションによる本株式買集めにより、リ・ジェネレーションのみで当社の総議決権数の 11.56%に相当する当社株式を市場において買い上がっていることや、仮にリ・ジェネレーション及び本件潜在的協調行動者が実質的に共同して当社株式の買付け等を行っている場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、単純合算で、当社の総議決権数の 20%を優に超える当社株式を共同して保有していることとなることなどを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、決定されたものです。そして、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについては、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を全て遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。

従って、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様との議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様との合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております（本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記 5 をご参照ください。）。

2 本対応方針の内容

(1) 概要

① 本対応方針に係る手続

前述のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき、株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、すなわち、大規模買付者が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

② 独立委員会の設置

当社は、現行対応方針において、独立委員会を設置しているところですが、継続・更新後の本対応方針においても、新たに独立社外取締役である洲桃麻由子を独立委員に選任した上で、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名から成る独立委員会を継続します。当該独立委員会は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、本対応方針に関する独立委員会としての機能を担うこととなります。なお、独立委員会規程の概要は別紙2、今回の継続・更新後の本対応方針における独立委員の経歴等は別紙3に、それぞれ記載のとおりです。本対応方針の継続・更新後における独立委員の任免・交代等につきましては、その時点における現任の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者（下記3(1)⑤(a)で定義されます。以下同じです。）による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下）により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記3をご参照ください。）。

④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の所有割合は、一定程度希釈化されることとなります。

(2) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りします。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む

ます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。)並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者(本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。)は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協同行為等認定基準(別紙1)但し、独立委員会は法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。以下同じ)に基づいて行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、共同協同行為等認定基準(別紙1)に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に、現行対応方針の継続・更新の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含まれます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

なお、現時点で判明している限り、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めにより、リ・ジェネレーションのみで議決権割合11.56%に相当する当社株式を市場において買い上がっているところ、仮にリ・ジェネレーション及び本件潜在的協調行動者が実質的に共同して当社株式の買付け等を行っている場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、単純合算で合計20%を優に超える議決権割合に相当する当社株式を、共同して保有していることとなります。

これらの者の相互の関係性については、今後さらに確認を行う予定ですが、これらの者の全部又は一部について、仮に、現行対応方針の継続・更新の公表時点において、特定株主グループとして、既に議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループとしての株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含まれます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

(3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、当社の株主意思確認総会を開催するまでには、一定の期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様が熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経ることができるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

② 情報提供

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる**別紙4**に記載の情報（但し、大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で当社取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書を受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において、大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考えer場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後60営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株

株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記3に記載する対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。従って、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

3 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（下記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。なお、当社取締役会は、下記(iv)の(y)の認定・判定については、共同協同行為等認定基準（別紙1）に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で非適格者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該非適格者の認定を対抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りします。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）

(iii) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）

(iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が

実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
 - (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
 - (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。
- ⑥ 取得条項
- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記⑤(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。
 - (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとしします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。
 - (i) 行使条件
非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回る範囲内でのみ行使することができます。
 - (x) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

- (y) (α)大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の株券等保有割合として当社が認めた割合が20%以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限ります。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記 2 (3) に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

4 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 現行対応方針の継続・更新時に当該継続・更新が株主及び投資家の皆様へ与える影響

現行対応方針の継続・更新時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、現行対応方針の継続・更新が株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対しては当社株式を交付することを予定しております。

但し、上記3(1)⑤(a)所定の非適格者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てを受けるための基準日を設定しますが、本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないこと等を書面により誓約した場合）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいづれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。従って、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

(b) 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様が割り当てられた本新株予約権は、上記3に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記3(1)⑥(b)に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。

但し、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なることとなります。

(c) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

5 本対応方針の合理性を高める仕組み

(1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会における議論の内容（2023年4月28日の第8回研究会資料の「指針原案（第8回研究会での議論用）」を含みます。）、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

(2) 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様ご意思を反映いたします。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を全て遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様ご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様ご意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、現行対応方針の導入については2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、本定時株主総会において、株主の皆様から本議案のご承認をいただけない場合には、当社取締役会は、本対応方針を直ちに廃止いたします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記2(1)②記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしております。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしております。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記6記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

現行対応方針の継続・更新の追認及び本対応方針の有効期間の承認について、本定時株主総会において承認された場合における本対応方針の有効期間は、2024年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします（なお、株主の皆様から、本議案の承認をいただけない場合には、当社取締役会は本対応方針を直ちに廃止いたします。）。但し、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として継続・更新されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役に構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、具体的には、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、具体的には、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記1.に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社（買収者を含め、「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。
1. 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買収者が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
 6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者とともにその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記7.記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損のおそれほどの程度か
8. 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10.を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11.を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
 2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
 3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとする。
 4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
 - (3) (1)及び(2)のほか、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
 - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的な企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
 9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣及び独立委員会から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略 歴	
富樫 直記 (昭和35年10月24日生)	昭和53年 4月	日本銀行入行
	平成11年 1月	フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社 代表取締役社長
	平成19年 4月	経済同友会幹事 (現在に至る)
	平成22年 6月	オリバー・ワイマングループ株式会社 日本代表パートナー
	平成23年 3月	日興アセットマネジメント株式会社取締役
	平成26年 6月	当社社外取締役 (現在に至る)
	平成29年 4月	オリバー・ワイマングループ株式会社 代表取締役日本代表パートナー
	平成29年 6月	株式会社クレディセゾン社外取締役 (現在に至る)
	令和 2年12月	オリバー・ワイマングループ株式会社 日本代表パートナー
	令和 3年 4月	オリバー・ワイマングループ株式会社 シニアアドバイザー
	令和 3年12月	Ridgelinez株式会社シニアアドバイザー (現在に至る)
令和 4年 6月	TG Partners株式会社代表取締役パートナー (現在に至る)	
洲桃 麻由子 (昭和52年 5月 3日生)	平成13年10月	第一東京弁護士会登録、西村総合法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所
	平成21年 2月	ニューヨーク州弁護士登録
	平成27年 1月	すもも法律事務所開設代表弁護士 (現在に至る)
	平成28年 7月	地主アセットマネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員 (現在に至る)
	令和 3年 6月	東京都下水道サービス株式会社社外監査役 (現在に至る)
	令和 4年 6月	株式会社リセ社外監査役 (現在に至る)
	令和 5年 3月	1級ファイナンシャル・プランニング技能士
	令和 5年 3月	当社社外取締役 (現在に至る)

氏名 (生年月日)	略 歴	
中林 英樹 (昭和35年12月7日生)	昭和59年4月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
	平成25年4月	ジェイアンドエス保険サービス株式会社入社
	令和3年6月	当社常勤監査役（現在に至る） ソマ株式会社監査役（現在に至る） 株式会社仲庭時計店監査役（現在に至る） ナガホリリテール株式会社監査役（現在に至る）
岩上 和道 (昭和27年7月8日生)	昭和53年4月	株式会社電通入社
	平成20年4月	株式会社電通執行役員
	平成27年4月	株式会社電通顧問
	平成28年3月	公益財団法人日本サッカー協会事務総長
	平成28年6月	当社監査役（現在に至る）
	平成30年3月	公益財団法人日本サッカー協会副会長
	平成31年4月	一般社団法人日本女子サッカーリーグ理事長
	令和4年3月	公益財団法人日本サッカー協会顧問（現在に至る）
令和5年4月	一般社団法人日本女子サッカーリーグ顧問（現在に至る）	

以 上

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

以 上

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案（株主提案） 取締役4名選任の件

【議案の要領】

下記【提案理由】で述べるとおり、リ・ジェネレーション株式会社（以下「提案株主」といいます。）は、現任取締役には、任期満了によりご退任いただくことを強く希望しております。そして、当社の事業の見直し及び業績の立直しを図るとともに、多様な人材を登用して透明性を確保しつつ、株主共同の利益に還元することができる経営体制に刷新するため、以下の候補者4名を、当社の取締役として新たに選任するものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況、担当	所有する当社の株式数
1	尾端友成 (1976年4月17日)	1995年4月 トヨタカローラ南海株式会社 入社 1997年4月 株式会社アルモ 入社 1999年5月 ロデムアークス株式会社 取締役 2001年5月 株式会社JMM's 入社 2003年9月 アールディエックス株式会社 代表取締役 2005年11月 株式会社スプレnder 代表取締役 2011年2月 株式会社イーサイト（現：e-World Capital Partners Japan 株式会社） 入社 2011年9月 e-World Capital Partners Japan株式会社 取締役 2013年3月 ターボリナックスHD株式会社（現：株式会社FHTホールディングス） 執行役員 2013年3月 プラスワン株式会社（現：プラスワンホールディングス株式会社） 代表取締役（現任） 2013年3月 株式会社Sanctuary 監査役 2019年4月 一般社団法人リアフルコレクション 理事（現任） 2020年5月 株式会社オアノエンターテインメント 代表取締役（現任） 2021年11月 アサヒ衛陶株式会社 代表取締役 2022年3月 リ・ジェネレーション株式会社 代表取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 プラスワンホールディングス株式会社 代表取締役 一般社団法人リアフルコレクション 理事 株式会社オアノエンターテインメント 代表取締役 リ・ジェネレーション株式会社 代表取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況、 担 当	所有する当 社の株式数
2	佐藤彩奈 (1996年11月9日)	2019年4月 株式会社レオパレス21 入社 2020年9月 株式会社オアノエンターテイン メント 入社 2021年5月 株式会社オアノエンターテイン メント 執行役員 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社オアノエンターテインメント 執行役員	—
3	菅原勝治 (1945年5月10日)	1964年4月 警視庁 巡査 1977年2月 千住警察署 巡査部長 1988年1月 久松警察署 警部補 1990年2月 刑事部捜査第二課 警部補 1999年3月 綾瀬警察署 警部 2001年3月 刑事部捜査第二課 警部 2006年3月 刑事部捜査第二課 警視 2006年4月 シンワアートオークション株式 会社 危機管理室長 2009年3月 シンワアートオークション株式 会社 顧問 (現任) 2009年4月 株式会社東京臨海ホールディン グス 嘱託社員 (安全保安管理 指導役) 2012年10月 全国麻雀業組合総連合会 特別 顧問 (現任) 2021年11月 プラスワンホールディングス株 式会社 特別顧問 (現任) 2021年11月 アサヒ衛陶株式会社 取締役監 査等委員 【重要な兼職の状況】 シンワアートオークション株式会社 顧問 全国麻雀業組合総連合会 特別顧問 プラスワンホールディングス株式会社 特別顧問	—
4	吉澤孝明 (1973年11月27日)	2000年4月 渡部秀一税理士事務所 入所 2007年1月 吉澤孝明税理士事務所 代表 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社プレミアムコンサルティング 取締役 有限会社RD・ビーンズ 取締役 吉澤孝明税理士事務所 代表	—

(注)

- 候補者番号3番の菅原勝治氏及び候補者番号4番の吉澤孝明氏は、いずれも社外取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者の選任理由について

- (1) 尾端友成氏は、複数企業の創業や様々な分野へ経営者として参画しているだけでなく、上場会社での代表取締役及び執行役員経験や増資の引受けなど、関与した業務は多岐に渡り、企業経営に関する経験と実績を有しております。その経験と実績を生かすことで、既存商品の刷新・多角化と新規販路構築、M&Aや事業提携などを安全かつ迅速に進めながら、事業の安定化を実現し、低迷する当社の業績を改善することができるかと確信できることから、同氏を取締役候補者としました。
- (2) 佐藤彩奈氏は、数多くの女性経営者及び役員等とのコネクションを有しております。また、職務上、女性を中心にマネジメントしており、人材育成及び管理等において広い視野と高いスキルを有しております。さらに、女性活躍推進の面において、女性の視点から多様な価値観を経営に反映することで、当社の新たな経営基盤の構築に資することになると考え、同氏を取締役候補者としました。
- (3) 菅原勝治氏は、警視庁にて様々な経験と功績をおさめ、定年退職後も多数の企業顧問を歴任し、法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験・知識を生かし、主に経営危機管理の観点から、当社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待できることから、同氏を社外取締役候補者としました。
- (4) 吉澤孝明氏は、長年にわたり税務の専門家として深い見識及び豊富な経験を有しております。また、M&Aや経営コンサルティングなどにおいても幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営に反映していただくことに期待ができると考え、同氏を社外取締役候補者としました。

【提案理由】

1. 臨時株主総会における当社経営陣による不当な印象操作

(1) 提案株主及び提案株主提案議案の取締役候補者に対する不当な印象操作

2023年3月16日開催の当社臨時株主総会（以下「前回臨時総会」といいます。）では、当社経営陣によって、提案株主及び提案株主代表尾端氏を含む提案株主提案議案に係る取締役候補者（以下「提案株主候補者」といい、提案株主と併せて「提案株主ら」といいます。）に対し、極めて悪質かつ執拗な印象操作が繰り返されました。

具体的には、当社経営陣は、2023年3月1日付「臨時株主総会招集ご通知補足説明資料」（以下、単に「補足説明資料」といいます。）を始めとする様々な公表資料によって、提案株主候補者が過去に違法なマルチビジネスに直接関与しているとの誤解を与える情報や、提案株主が当社株主としての立場を超えて私的利益を追求し、当社の企業価値を毀損させるなどという根も葉もない情報を悪意をもって拡散しました。

さらに、当社経営陣は、2023年2月28日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する「臨時株主総会に関する追加質問状（2）」の送付に関するお知らせ」と題する当社リリース及び同日付「臨時株主総会に関する追加質問状（2）」において、提案株主らとは無関係の複数の法人・個人たちの固有名詞を並べ挙げただけでなく、しいいには、アジアゲートホールディングスを軸に、それら無関係の複数の法人・個人たちと提案株主及び提案株主候補者との間を矢印や点線で無理矢理結び付けた「参考図」を作成・公表することで、提案株主が複数の株主と協調して当社株式を取得し、議決権行使を企図しているとの事実無根の誤解を株主に与える作戦に及ぶという悪辣な行為に及びました。

その他、提案株主代表尾端氏のインタビュー記事のうち当社経営陣に向けた批判的なコメントについての解釈を捻じ曲げて、それがあたかも貴金属・宝飾事業を営む業界関係者全員に向けられたもので、提案株主代表尾端氏が業界関係者を軽視していると論難し、また、当社経営陣が、提案株主からの再三にわたる面談の申入れを（重要提案行為等の内容を事前に教えなければ応じられないなどと難癖をつけて）頑なに拒否し続け、さらに、提案株主からの提案株主代表尾端氏と当社代表長堀氏における面談申入れを当社が拒否した事実を捨象して、提案株主が当社からの面談申入れを一方的に拒否したなどと事実を歪曲化して公表するなど、例を挙げればキリがないほど不当な印象操作が横行しました。

これらに代表される当社経営陣による数々の印象操作に対し、提案株主は、その撤回ないし修正を求め続けておりましたが、当社経営陣は一つ一つこれに応じることはありませんでした。そのため、前回臨時総会では、多くの株主の皆様が当社経営陣によって作り上げられた提案株主らに対する誤った悪印象を抱いたまま議決権行使を余儀なくされ、決議の結果が大きく歪められてしまったことは明らかです。

(2) 当社業績並びに当社経営陣及び当社提案議案の取締役候補者に関する不当な印象操作

上記(1)のとおり、当社経営陣は、提案株主らに対する不当な印象操作を展開する一方、当社業績並びに当社経営陣及び当社提案議案に係る取締役候補者（以下、総称して「当社経営陣ら」といいます。）に関しても、明らかに不合理と言える優れた評価を付しつつ、都合の悪い事実は伏せて誤魔化しをするなど、不当な印象操作を行いました。

①当社業績に関する不当な印象操作（当社の業績低迷の事実）

当社経営陣は補足説明資料（6頁）等において、当社の各種業績指標のうち、あえて2017年3月期以降の営業利益（及び営業利益率）のみを取り上げ、これをグラフ化することで業績が回復傾向にあること、また、取ってつけたように、「2022年3月期は、コロナ禍の影響が残る中にもかかわらず、当社は連結ベースで最終黒字を確保」とアピールしています。

しかしながら、裏を返せば、当社は（コロナ禍前である）2017年3月期以降、最終黒字を確保できたのは2018年3月期と2022年3月期の2事業年度のみであり、下記のとおり、それ以外の事業年度においては全て最終赤字となっています。

さらに忘れてはならないのは、当該補足資料において切り捨てられている2016年3月期においては、下記【参考】で示したとおり、当社は販促戦略の大失敗によって営業赤字を計上した上、特別損失として多額の減損損失をも計上して大幅な下方修正を余儀なくされた結果、最終赤字に陥っていることです。しかも、当社は、2017年3月期以降も、店舗関連の建物・備品等の償却性資産に係る減損損失を継続的に計上しております。これらの減損損失は、いわば将来発生すべきであった減価償却費（販管費）を特別損益の部で前倒し計上する効果を生みますので、必然、それ以降の減価償却費が減少する結果、営業損益だけの数値を比較すれば、過年度よりもその分だけ改善しているように見えますが、それが錯覚であることは言うまでもありません。また、当社子会社である株式会社仲庭時計店（以下、「仲庭時計店」といいます。）による不祥事に起因する多額の貸倒引当金繰入額（特別損失）の計上により、さらに最終損益が悪化した事実も決して忘れてはなりません。これらの不都合な事実を捨象して、都合の良い数値だけを取り上げることで実態を不明瞭にさせて株主を欺くような行為は不当な印象操作以外の何ものでもありません。

そして、上記減損損失の計上による減価償却費の減少効果を踏まえてもお2017年3月期以降も営業損益が振るわず下方修正を繰り返しつつ、現状に満足してしまっている当社経営陣に、このまま当社の経営を委ねていても、当社の真の実力に見合う業績及び株価の回復を期待することは到底できないと考えます。

【参考】

当社連結最終損益（うち減損損失、貸倒引当繰入額）実績の推移

2016年3月期：	▲992,993千円（▲123,393千円、－）
2017年3月期：	▲51,983千円（▲71,300千円、▲52,388千円）
2018年3月期：	57,046千円（▲15,182千円、▲69,896千円）
2019年3月期：	▲133,590千円（▲84,865千円、▲26,460千円）
2020年3月期：	▲104,530千円（▲28,263千円、▲31,927千円）
2021年3月期：	▲331,577千円（▲37,834千円、▲54,311千円）
2022年3月期：	163,921千円（－）

②当社経営陣及び当社提案議案の取締役候補者に対する不当な印象操作

当社経営陣は、前回臨時総会の招集通知（8頁）において、当社経営陣らの専門性及び経験を基に、特に期待する分野・スキルを示すスキルマトリックスが、何の前触れもなく突如として現れるように掲載されていますが、当該スキルマトリックスは一見して事実と異なるものと断じることができる程の激しいお手盛りが加えられたもので、当社経営陣らの能力等が実際よりも高いとの不当な印象を株主に与えるものとなっていました。

特に、「コンプライアンス」の点について、白川氏を除く当社経営陣ら全員に

「○」が付されていますが、当社子会社の仲庭時計店で起こった複数の不祥事を防ぐことができず、また、同社の内部統制の不備を放置し、被害拡大に寄与した長堀氏及び吾郷氏に対し、どうして「○」を付すことができるのか到底理解することができません。この一点のみをもってしても、当該資料における判断基準が不明確であるというのを通り越して、もはや、お手盛りによる不当に歪められた評価がなされていると言わざるを得ません。

それだけではなく、提案株主としては、長沢氏に対する「コンプライアンス」の項目にも「○」が付されている点についても、後記2. で詳述するとおり、これらに関する提案株主の質問に対する当社経営陣による的を射ない回答内容や、質問自体を無視して事実上回答を拒否する姿勢から、不当な評価であると考えております。

これらに代表される当社経営陣自身による印象操作についても、前回臨時総会までに修正されなかったのはもちろんのこと、提案株主からの質問に対しても誠実に対応されることはありませんでした。そのため、前回臨時総会では、多くの株主の皆様が当社経営陣によって作り上げられた当社経営陣らに対する誤った悪印象を抱いたまま議決権行使を余儀なくされ、決議の結果が大きく歪められてしまったことは明らかです。

(3) 不当な印象操作のためのアドバイザー費用を株主に負担させていること

さらに問題なのは、現経営陣が、上記(1)及び(2)で指摘した不当な印象操作のために、弁護士やIRを専門とするコンサル会社等の複数のアドバイザーに対して高額の報酬を支払い、貴重な会社財産を費消し続けていることです。

具体的に、当社はアドバイザー費用の名目で、2023年3月期第3四半期までの累計で259,031千円もの巨額の支出を行っており、これにより当社の最終損益が赤字に陥っています。このような現経営陣の保身のための費用が株主から負託を受けた会社財産から捻出されていること自体、許されてはなりません。その点、当社経営陣は、各アドバイザーとの契約内容の詳細だけでなく、上記アドバイザー費用の内訳の開示すら頑なに拒み続けておりますが、株主の立場からこのようなブラックボックスのままこの問題を放置することなど到底できません。

したがって、たとえ事後であっても、現経営陣とは一線を画した中立公平な第三者によって調査・検証を行った上、必要に応じて然るべき対応をとる必要があると考えております。そして、そのためにも経営陣の刷新が必要であることは言うまでもありません。

(4) 小括

以上のとおり、前回臨時総会では、当社経営陣の不当な印象操作によって、株主の皆様が議決権行使が大きく歪められてしまったことは明らかでありますので、今度こそ、正しい情報とそれに基づく正しい認識により、株主の皆様による公正な判断を仰ぐべく、改めて本提案を行うものであります。

2. 前回臨時総会における当社経営陣の不誠実な態度（当社経営陣の保身的・隠蔽的態度）

(1) 当社経営陣らに関する提案株主質問への回答状況

① 当社経営陣は、前回臨時総会前の各リリースにおいて、当社からの質問に対する提案株主の回答状況について、「当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留めるものや、合理的な理由もなく回答を拒絶するものが多数含まれているほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとする」などと、繰り返し論難されていました。

しかし、当社経営陣からの質問の大多数は、提案株主が擁立する候補者の粗探しや個人攻撃のための材料探しを目的としたものばかりで、徒に提案株主を困惑させ、そのような回答不要の質問に対して提案株主が回答しないことを取り上げて上記のような批判を浴びせるためのものでした。その一方、当社経営陣は、従前より、提案株主からの質問事項に対し、回答拒否又は質問自体を黙殺することで回答を事実上回避する姿勢を貫いており、当社が2023年2月27日付で開示した「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」における回答内容についても、同年3月6日付で提案株主が提出した「臨時株主総会に関する回答書兼反論書(2)」に記載したとおり、極めて不十分なものであって、相変わらず、実質的に何ら回答していないのと等しいと言わざるを得ないものでした。そのような状況においてもなお、いかなる立場で提案株主を批判されているのか、理解に苦しみます。

そして、極めつけは、提案株主において当社経営陣が提案株主に対して行った「取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか」との質問と全く同じ質問を、当社提案に係る取締役候補者（洲桃氏）について行ったにもかかわらず、「当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索して参りましたが、複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補者にとする旨決定いたしました。」と、極めて抽象的・曖昧な説明を並べ立て、（提案株主においては可能な限り真正面から当該質問に答えているにもかかわらず、）当社経営陣は、事実上回答を拒否しました。

さらに、提案株主は、これまでの当社経営陣における提案株主の質問に対する数々の不誠実な態度に鑑み、上記の尋ね方では当社経営陣が絶対に真正面から質問に回答せず、具体性を欠いた曖昧な説明に終始し、回答をはぐらかすであろうことは火を見るよりも明らかであったため、わざわざ上記質問に注意的に加える形で、「とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、付随する可能性が大いに疑われる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑念が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士ではなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご説明をよろしくお願いいたします。」と記載して、質問内容を詳細化しつつ、回答の必要性についてもあらかじめお示しすることで注意を促していました。それにもかかわらず、当社経営陣はまたしても提案株主の質問を黙殺し続け、結局、前回臨時総会に至るまで回答に応じることはありませんでした。このことは、洲桃氏が、当社経営陣から依頼を受け当社経営陣のために奔走する当社代理人弁護士らを通じて当社経営陣に紹介された人物であるという懸念を大いに深めるものと言わざるを得ません。したがって、洲桃氏は当社経営陣の推薦

者であるという以上に、社外取締役として同氏に最も期待されるであろう中立公正な視点からの当社経営陣の業務執行の監督という役割の実効性に大いに疑問があります。

② また、社外取締役である長沢氏に関しても、提案株主は、2023年3月10日付「抗議書」等において、「2022年1月において、わざわざ『ブランドアドバイザー契約』を締結された理由も含め当該契約を締結するに至った理由・経緯、契約内容・契約条件の詳細についてご教示ください」と質問していたにもかかわらず、これに対する回答がなされず、また、提案株主が長沢氏に期待される役割の一つとされる「業務執行における適切な監督」の内容について、当社経営陣に質問したところ、的を射ない回答があったため、上記抗議書等において、「提案株主が長沢氏の選任理由に関してお尋ねしていた『業務執行における適切な監督』とは、当然ながら、コンプライアンス（法令遵守）の観点からの「監督」という意味でお尋ねしていたものでした。その点、貴社経営陣の回答内容を拝見しますと、同氏に対するラグジュアリーブランド研究の第一人者という評価から、ブランディング戦略、経営戦略等について適切な「監督」を行うことが期待できるとご説明されておりますが、ここでの貴社経営陣による「監督」の使用方法は極めて不自然であり、違和感を持たざるを得ません。その点を措くとしても、当社の質問の趣旨は上記のとおりであり、また何より、貴社経営陣自らスキルマトリックス（招集通知8頁）の中で、貴社取締役らに「特に期待する分野・スキル」として、「経営」、「営業」、「商品開発・製造」、「ブランドマーケティング」などの項目とは区別して、「コンプライアンス」の項目を設けつつ、長沢氏に対しても「○」を付されておりますので、改めて、当該「コンプライアンス」の観点から、長沢氏に期待される具体的な役割及びそれが期待できるとされる合理的な根拠をご説明いただきますよう、よろしく願いいたします（②）。」と再度質問していたにもかかわらず、これに対する回答も前回臨時総会までになされませんでした。

したがって、長沢氏についても、当社経営陣の推薦者であるという以上に、社外取締役として期待される中立公正な視点からの当社経営陣の業務執行の監督という役割の実効性に大いに疑問があり、また、前記スキルマトリックスにおけるこの点の評価が不当であると考えます。

(2) 仲庭時計店の不祥事に関する提案株主質問への回答状況

当社経営陣は、仲庭時計店で頻発する不祥事についても情報を一切明らかにせず、しかも、提案株主よりこれに関する質問を再三受けていたにもかかわらず、ぎりぎり嘘にならない範囲で回答を誤魔化し続けました。そして、報道機関による報道がなされた後、これ以上誤魔化することができない状態に至って初めて、当該不祥事の事実を認める旨公表するといった、恰も自身がオーナー会社の経営者であると言わんばかりの愚行に及んでおります。しかも、その開示内容は、単に未回収となった貸倒引当金計上額（のみ）を示すに留まり、各具体的な不祥事に係る損害額には一切触れないという、極めて不自然、不合理かつ不十分なものでありました。そもそも正確な損害額（当然、弁護士費用等の解決に要した一切の費用を含みます。また、不祥事発覚からかなりの時間が経過していたにもかかわらず、この期に及んで、もっぱら当社経営陣に責任がなかったとの説明に利用するために弁護士に依頼した調査報告書（＝2022年12月14日付「株式会社仲庭時計店の不正事案について」）の取得費用も含みます。）が分からなければ、株主において、当社経営陣の責任の有無及び当社取締役としての適格性などの点について、判断のしようもありません。一体全体、仲庭時計店におけ

る個々の不祥事に関する損害額を開示しない（できない）理由は全く持って不明ですが、これほどまで頑なに当社経営陣が開示を拒むことを踏まえれば、その開示を行うことが当社経営陣にとって不都合となり、株主に知られたくない事情が存在するとの疑念を大いに深めるものといわざるを得ません。

その点、当社経営陣は、再三にわたり、法令で求められる開示を行っており、監査法人にも適正意見をもらっているのだから何が悪いのだと言わんばかりに開き直っていますが、提案株主は法令等で求められる必要最低限の開示があればそれで足りるといった低レベルの次元の話をしているわけではありません（そもそも法令等で求められる開示を欠けばそれだけで違法ないし違反となるわけですから、それが許されないことは当たり前です。）。仮に当社のかような詭弁がまかり通るのだとすれば、提案株主としても、前回臨時総会において会社法及び委任状勧誘府令等の法令で求められる必要な情報は既に十分開示済みであり、当社経営陣からなされた無関係かつ単なる印象操作を目的とした無数のご質問に対しても、これ以上は回答する義務がないとの一言で済むはずです。そのような情報開示に極めて消極的かつ不誠実な態度を取るだけでなく、それに対して何らの矛盾も後ろめたさも感じていない当社経営陣には、当社の経営を委ねるに値する資質はもちろん、他人の情報開示姿勢を非難する資格もありません。

以上、提案株主としては、少なくとも仲庭時計店における数々の不祥事において発生した具体的な損害額が明らかにされていない以上、株主の皆様において、当社経営陣の責任について正しい判断ができかねると考えます。そして、今もなお、当社経営陣がひたすらその開示を拒み続けていること自体、当社経営陣には上場企業の取締役としての資格が欠如しており、当社はガバナンス不全に陥っている状態にあると言わざるを得ません。

(3) 株式取扱規程の不開示

当社経営陣は、提案株主からの株式取扱規程の開示要請に対し、これを拒否しました。

提案株主としましては、定款の下位規範として、定款の授權に基づき、株式の取扱いに関する細部に至る事項を取締役会が定めたものであるという株式取扱規程の性質上、その内容について（名宛人である株主に対してすら）秘匿する必要性など微塵もなく、むしろ、株主の便宜を考慮すれば、予め株主に広くアナウンスしておくべき性質のものであり、況してや、株主から閲覧等の請求があれば、会社はこれに応じる義務があると考えております。そして、株式取扱規程については、定款と同様、既に多くの上場会社において、自社のホームページ等において広く公表されている状況にもあります。

そのため、提案株主は当社経営陣に対して、前記抗議書及び質問書等において、端的に、「株式取扱規程について、株主からの閲覧等の請求を拒否できる法令の根拠、又は、株主が閲覧等の請求を求める際に、会社に対しその目的や必要性を明らかにしなければならない法令の根拠をお示しください。」と質問したにもかかわらず、2023年3月8日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する臨時株主総会に関する各質問状への回答の受領に関するお知らせ」と題するリリースにて、既に詳細を説明済みとだけ述べて、上記質問に回答することから逃げました。

このように、（少なくとも株主からの請求があれば）開示しなければならない株式取扱規程すら、頑なにその開示を拒み続ける当社経営陣に上場会社の取締役を務める資格がないことは火を見るよりも明らかであると考えます。

(4) 小括

以上のとおり、前回臨時総会に至るまでの当社と提案株主の一連のやり取りをみれば明らかなおお、当社経営陣は、提案株主に対する質問と全く同じ質問に対してすら真正面から回答しようとせず、その矛盾を提案株主が指摘した途端に、都合良く回答できる部分に限り断片的な回答を行った上で、最終的には、前記リリースにおいて、これ以上は無意味であるので質問・回答のやり取りを終了させると吐き捨てて、提案株主の質問から逃げました。

そのような他人に厳しく、自分たちに甘い態度をとるような当社経営陣には、今後も自らの都合の良い事実のみを積極的に開示しつつ、不都合な事実を消極的に非開示とするおそれがあると言わざるを得ませんので、上場会社の取締役を務める資格はないと考える次第です。

3. 時代の潮流に逆行した女性による経営的視点の欠如

提案株主は、前回臨時総会の招集請求の以前から、コーポレートガバナンス・コードの改定等により、企業において女性を積極的に登用する機運が高まっている状況にあること、当社職員の約6割が女性であること、そして、何より当社が他にもない女性の顧客をメインとするジュエリー商品の製造販売を業とし、女性目線での商品開発や販路の拡大を目指さなければならないことを踏まえ、女性役員が不在であることを問題点として指摘してきました。

それに対し、当社経営陣は、女性役員の登用を検討中である旨反論し、そして、その検討結果を踏まえて、前回臨時総会において、洲桃氏を取締役候補者として推薦しました。

しかし、洲桃氏は女性であるものの、前記のとおり、当社代理人弁護士らが所属する西村あさひ法律事務所出身の弁護士であり、また、当社経営陣による前記スキルマトリックスに基づく評価としても、「財務会計」・「コンプライアンス」・「M&A」のみに「○」が付され、当事業の本質的要素ともいえるべき、「経営」・「営業」・「商品開発・製造」・「ブランドマーケティング」には「○」が付されていないことから明らかなおお、当社経営陣において、当社の経営ないし営業戦略に「女性の視点」を採り入れることを目的として女性役員を登用しようという意思がないことは明らかです。むしろ、洲桃氏を取締役選任は、単に、提案株主からの上記非難をかわすことだけを目的としたものと言わざるを得ません。

そのため、提案株主としては、なおも女性の目線での商品開発や販路の拡大を目指さなければならないことを踏まえ、依然として、企業価値の向上という観点からも当社経営陣による現体制を維持することは百害あって一利なしであると認識しております。

4. 結語

以上のとおり、当社はここ数年真の実力を発揮することができず、業績が低迷し続けているため、早急に既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益の柱を創出すること、そして、ガバナンス体制を再構築することが急務となります。しかしながら、上記数々の当社経営陣による不誠実な態度に鑑みれば、当社経営陣にそれらを期待することはできません。そればかりか、当社経営陣の時代の潮流に逆行する旧態依然とした体制、自己の利益のみを確保し株主共同の利益を顧みようとしない保身的・隠蔽的態度をも併せ考えれば、当社経営陣に対する不信感は一層増すばかりで、現経営体制を維持したままでは、当社の企業価値の向上は遠のくばかりです。

そこで、提案株主は、当社が抱える様々な課題を克服し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たす重要な役割を当社経営陣に委ねることはやはりできないと判断し、上記【議案の要領】に記載の各取締役候補者を新たな取締役として選任する旨の議題を会議の目的とする株主提案を行ったものであります。提案株主が各取締役候補者を提案する理由については、上記【議案の要領】における取締役候補者ごとに記載した「取締役候補者として提案する理由」欄に記載のとおりです。

なお、提案株主としては、新取締役の選任と同時に、当社経営陣には任期満了によりご退任いただき、経営陣の刷新がなされることを強く希望いたします。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、株主提案に係る第5号議案に、反対します。
その理由は、73頁から87頁をご参照ください。

株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は本定時株主総会において付議される株主提案に係る第5号議案（以下「本株主提案」といいます。）に反対します。反対の理由は以下のとおりです。

1. 当社の課題を解決するためには現在の経営陣が適任であり、退任の必要がないこと

当社の現任取締役は、当社の企業価値の向上や株主の皆様共同の利益に繋げるため2022年9月29日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」の実行を着実に進めるために、目下、日々多大な努力を傾注しています。

これに対して、提案株主が本株主提案の理由として挙げているのは、大要、①当社が、提案株主の請求を踏まえて、本年3月16日に開催した臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、当社経営陣による不当な印象操作があったこと、②提案株主からの質問に対する当社の回答等が不誠実であり、当社経営陣は、自らの都合の良い事実のみ積極的に開示しつつ、不都合な事実を消極的に非開示とするおそれがあること、③当社の経営ないし営業戦略に女性の視点を取り入れることを目的として女性を登用しようという意思がないことの3点に集約されます。

しかしながら、提案株主が指摘する上記3点は、以下に記載のとおり、いずれも事実と反するか、誤った事実認識に基づく誤った主張であることが明らかです。

上記①については、その具体的内容は、大要、当社経営陣が、(i) 様々な公表資料によって提案株主の候補者が過去に違法なマルチビジネスに直接関与しているとの誤解を与える情報や、提案株主が当社株主としての立場を超えて私的利益を追求し、当社の企業価値を毀損させるなどという根も葉もない情報を悪意をもって拡散したこと、(ii) 提案株主が複数の株主と協調して当社株式を取得し、議決権行使を企図しているとの事実無根の誤解を株主に与えたこと、(iii) 提案株主代表者の尾端氏インタビュー記事のうち当社経営陣に向けた批判的なコメントについての解釈を捻じ曲げて、それがあたかも貴金属・宝飾事業を営む業界関係者全員に向けられたもので、尾端氏が業界関係者を軽視していると論難したこと、(iv) 当社が主張する、提案株主が提案した取締役候補者が当社との面談を拒否したという指摘は、当社が提案株主代表者との1対1の面談を拒否したことに鑑み、事実を矮小化した記載であること、(v) 当社業績に関して都合の良い数値だけを取り上げることで実態を不明瞭にさせたこと、(vi) 本臨時株主総会の「臨時株主総会招集ご通知」に掲載されたスキルマトリックスに激しいお手盛りが加えられていたこと、(vii) 上記(i)乃至(vi)の不当な印象操作のために、複数のアドバイザーに対して高額報酬を支払っているが、当該各アドバイザーとの契約内容の詳細及びアドバイザー費用の内訳の開示を頑なに拒み続けていること、の7点ですが、**いずれも事実誤認であるかの外れであることが明らかです。**

すなわち、(i)については、後述するとおり、提案株主の候補者のうち3名（尾端氏、菅原氏、吉澤氏）が過去に違法なマルチビジネスに行政処分を受けた法人（株式会社ARK。以下「ARK」といいます。）への関与があったことは事実であ

り、何ら虚偽の内容は含まれておらず（尾端氏が当該行政処分を受けた法人の「法務部長」との肩書きの名刺を実際に使用していたことについては提案株主も特に否定していませんし、菅原氏がARKの特別顧問、吉澤氏がARKの顧問税理士であったことについても、提案株主は特に否定していません。）、また、後述する理由から、本株主提案の真の目的は、当社の経営支配権を奪取した上で、当社の企業価値を向上させる以外の方法によって、株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。

(ii) についても、2023年2月14日時点の当社の株主構成に加えて、2023年3月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、提案株主による当社株式の大量買集めと時期を同じくして取得した複数の株主に加えて、特定の複数の会社の株主や役員等を含む関係者が、偶然に生じることは常識的に考えてあり得ない程に多数当社株主として登場するに至っており、当社独立委員会が2022年8月13日付けで制定し、同年9月5日付けで改訂した共同協同行為等認定基準に照らして、提案株主との間で「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたと今後認定される又は樹立される可能性は否定できないと考えております。

(iii) についても、後述するとおり、提案株主代表者のインタビュー記事における尾端氏の主張は、当社経営に対する理解の不足を示すのみならず、宝飾品販売事業一般に対する見識を欠くものであることは明らかです。

(iv) についても、2023年2月9日付け「リ・ジェネレーションがその提案に係る取締役候補者4名と当社役員との面談を拒否したことについて」（以下「2月9日付けプレス」といいます。）に記載のとおり、実務上多く行われている、株主提案に係る取締役候補者との面談を提案株主が合理的な理由なく拒絶したこと（さらには、提案株主側が当社と提案株主との「対話」という別次元の話にすり替えて正当化を図ろうとしていること）は明らかであって、2月9日付けプレスはその旨を記載しているに過ぎません。

(v) についても、提案株主が当社の株式の10%強を市場内で買い上がり始めた2022年3月15日以降（以下、かかる買集めを「本件大量買集め」といいます。）でみれば、(a)2022年3月期は、当社は連結ベースで最終黒字を確保している（連結業績予想からの下方乖離は新型コロナ禍の影響によるものです。）上に、(b)既に公表した2023年3月期通期の連結経営成績は、売上高が前年同期比4.4%増、営業利益が89.9%増、経常利益が112.5%増と、当社の経営はコロナ禍の影響が薄れるにつれて、好調さを取り戻しています。なお、2021年3月期の営業利益については、新型コロナウイルスの影響等により、一時的な減少があったものの、不採算店舗撤退、営業所閉鎖、グループ間での人員再配置など各種施策を実行して収益の構造を図って参ったところであり、その効果もあって、2022年3月期及び2023年3月期の営業利益はコロナ禍前を上回る水準にあります¹。ちなみに、2023年3月期第3四

¹ なお、提案株主は、提案株主が申し立てた株主総会招集許可申立事件で提出した2023年1月23日付け「主張書面（4）」において、当社の社外取締役のうち富樫直記氏に関して、「経営コンサルタントおよび経営者としての知見を活かした取り組みがあったとは到底評価することはできない」などと述べていますが、上記のとおり当社の連結経営成績が好調であることに關して同氏の知見が寄与していることは言うまでもないことであり、何故に同氏が経営コンサルタントや経営者としての知見を活かしていないと評価できるのか全くもって根拠が不明です。

半期において、親会社株主に帰属する四半期純利益が赤字となったのは、主として、提案株主らが、十分な情報を開示しないまま、当社株式を短期かつ大量に買い集めたことに対応せざるを得なくなり、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「現行対応方針」といいます。）を導入する等せざるを得なくなったことに伴うアドバイザー費用の支出という不測の要因によるものであって、むしろ提案株主らの行動を原因として支出を余儀なくされたものであり（ちなみに、現行対応方針の導入が2022年6月開催の当社定時株主総会で63.5%の賛成で承認されていることは後述のとおりです。）、既に公表した2023年3月期通期決算では、親会社株主に帰属する当期純利益は最終黒字を確保しております（ちなみに、この黒字額も、後述する提案株主からの招集請求に対応して開催することとなった本臨時株主総会の開催に関連する費用や提案株主やそれと協調していることが疑われる株主への対応費用がなければ、さらに上振れしたことは明らかです。）。

vi) についても、当社のスキルマトリックスは、取締役及び取締役候補者の経験等の客観的事実に基づき、特に期待する分野・スキルを記載したものであり、何ら不当な印象操作をするためのお手盛りではあり得ません。提案株主は、当社役員は当社子会社である株式会社仲庭時計店（以下「仲庭時計店」といいます。）で起こった複数の不祥事を防ぐことができなかったことから「コンプライアンス」の点について、白川取締役を除く当社経営陣ら全員に「○」が付されている点は不当な評価である旨主張されておりますが、2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」に記載のとおり、当該子会社従業員による不祥事は、いずれも提案株主が当社株式を取得する遡前前の2017年11月から2019年9月までに発覚したものであって、提案株主が本件大量買集めを開始する前に、全て外部の弁護士も関与して、適正に調査を行った上で、全て解決済みであり、当社の現任取締役には法令又は定款違反の行為や不当な行為は認められていません。また、その内容は、全て法令に従って適時・適切に開示され、さらに、株主・投資家に対して有益と考えられる情報については、法令又は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程により義務付けられている範囲を超えて、全て任意に開示済みであり、現在でも、その調査結果等を、当社のウェブサイト上で任意に開示しているところであって、この点に関する提案株主の評価も不当という他ありません。また、不祥事発覚から現在に至るまで、当社の監査法人からは、当社の各事業年度末日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した内部統制報告書について、一貫して、全ての重要な点において適正に評価しているものと認めるとの内部統制監査報告書を取得しているところです。

また、(vii) についても、このアドバイザー費用には、本件大量買集めへの対応や現行対応方針の導入に関連して発生した費用だけでなく、提案株主と同時期に当社株式を大量に買い上げていたその他株主に対する対応に関連して発生した費用や、提案株主が開催を請求したことを契機として本年3月に開催した本臨時株主総会に関連して発生した費用、並びに、2022年8月にマイルストーンマネジメント株式会社（以下「マイルストーンマネジメント」といいます。）から大規模買付行為等趣旨説明書が提出されたことにより、（大規模買付行為等に係る取締役会評価期間が終了する直前に）その大規模買付行為等が撤回されるまで現行対応方針に従った対応を行っていたことに関連して発生した費用も含まれています。提案株主は、あたかも上記費用が全て提案株主に対する対応に要した費用であるかのように主張しており、提案株主とマイルストーンマネジメントとの強い関係（一体性）を

自ら前提としているかのような姿勢を示していますが、この点は、当社が、度々、それぞれマイルストーンマネジメント及び提案株主に対して質問したものの具体的な回答が得られなかったマイルストーンマネジメント及び提案株主との間に一定の関係があるのではないかとという疑念を深めるものと言わざるを得ません。

上記②については、その具体的内容は、大要、当社経営陣が、(i) 洲桃麻由子社外取締役が、社外取締役候補者となること応諾した経緯に関する提案株主からの質問への回答を事実上拒否したこと、(ii) 「コンプライアンス」の観点から、長沢伸也社外取締役に期待される具体的な役割及びそれが期待できるとされる合理的な根拠に関する提案株主からの質問への回答を行っていないこと、(iii) 仲庭時計店の不祥事において発生した具体的な損害額が明らかにされていないこと、(iv) 提案株主から請求があったにも拘らず株式取扱規程の開示を拒み続けること、の4点ですが、こちらもいずれも事実誤認であるかの外れであることが明らかなです。

すなわち、(i) 及び (ii) については、当社が2023年2月27日付けで公表した提案株主に対する「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」で既に詳細をご説明しており、事実と反します。

(iii) についても、仲庭時計店の不祥事に係る会計処理については、当社監査法人に事案を説明しており、当社監査法人は、その処理も含めて、当社の連結・単体の財務諸表に関して無限定適正意見を表明しております。従って、当社としては、適切に会計処理を行ったものと認識しており、個別の損害額の開示までは法令上も不要と考えております。

(iv) についても、提案株主から株式取扱規程の閲覧謄写の具体的な必要性が何ら示されなかったため、閲覧謄写に応じることができなかったものであり、当社としては、正当な株式取扱規程の閲覧謄写請求については、これに応じることは否かではありません。

上記③については、当社は、かねてから女性役員の登用を前向きに検討しており、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会における提案株主の代表者からの質問に対する回答や、2022年9月29日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」でも、その旨既に表明している上に、実際に、本臨時株主総会において、洲桃麻由子氏を取締役候補者として提案・選任し、また、本定時株主総会においても取締役候補者として提案するに至っており、「当社の経営ないし営業戦略に女性の視点を取り入れることを目的として女性を登用しようという意思がない」との指摘は、まったく事実と反することが明らかなです²。

以上のとおり、提案株主が本株主提案の理由として挙げる上記①～③は、本臨時株主総会で約79.8%の高い賛成割合で新たに選任された洲桃麻由子氏も含む当社の現任取締役「全員」が、任期満了により退任しなければならない必要性を、何ら根拠付けるものではありません。

² ちなみに、後述するとおり、尾端氏が唯一の代表者であって100%株主であるプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワン」といいます。）らが臨時株主総会招集請求を行って、尾端氏が代表取締役社長に就任するに至ったアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）では、尾端氏が同社の取締役に在任していた当時、女性の取締役や監査等委員たる取締役は皆無でした。

以上のような状況を踏まえると、中期経営計画「To the next Growth」の遂行のために、当該計画を策定し、当該実行のために日々多大な努力を傾注している最中である現在の経営陣及び取締役会から成るチームが最適であり、当社の現任取締役が任期満了により退任すべき必要性や合理性はありません。

2. 本株主提案は、それ自体濫用的なものであり、本株主提案に係る取締役候補者4名は、いずれも当社の現状の経営課題を解決するために適任ではないこと

(1) 本株主提案は、本臨時株主総会において示された大多数の当社株主の皆様のご意思を無視するもので、提案内容の真摯さに欠け、それ自体濫用的なものであること

提案株主は、提案株主が提案した取締役4名選任の件（取締役候補者：尾端友成氏、佐藤彩奈氏、菅原勝治氏、吉澤孝明氏）が、2023年3月16日に開催された本臨時株主総会において約77%に上る大多数の株主の反対により否決されたにも拘らず、本臨時株主総会の開催からわずか2週間余りで、本臨時株主総会における提案株主の提案と全く同じ候補者で本株主提案を行うに至っておりまた、上記のとおり、当社の現任取締役全員に対して、その任期満了に際しての退任を促しており、この点でも、当社の現任取締役全員の解任議案を提出していた本臨時株主総会に際しての姿勢・対応と全く同様です。)、大多数の当社株主の皆様のご意思を無視するものです。しかも、各候補者の提案理由については、当社が複数回に亘って行った質問に対する追加的な説明を全く行うことなく、本臨時株主総会において提案株主が提示した理由と同じ理由を繰り返し記載するのみ株主の皆様に対してその議決権行使のための判断材料を提供する姿勢として、真摯さに欠けているといわざるを得ず、本株主提案は、それ自体濫用的なものと言わざるを得ないと考えています。

(2) 提案株主は当社の企業価値の継続的な向上を目指すものではないこと

① 本株主提案の目的は当社の経営支配権の奪取にあると考えられるにも拘らず、提案株主は当社の企業価値向上につながる具体的な経営方針や経営計画を持ち合わせていないこと

提案株主は、上記のとおり、当社現任取締役7名全員の任期満了による退任を促すとともに、それに代わって提案株主が擁立した候補者4名を新たな取締役として選任することを求めています。当該4名の候補者は、下記(3)において述べるとおり、(提案株主の代表者である)尾端氏と、尾端氏の強い影響下にある3名であることから、当社現任取締役7名全員が任期満了により退任し、本株主提案が可決された場合には当社の取締役会は尾端氏とその強い影響下にある3名のみで構成されることになり、実質的に当社の経営支配権は尾端氏らに奪取されることになり。それ故、**本株主提案の真の目的が当社の経営支配権の奪取であることは、客観的にも明らかです。**

もちろん、本株主提案の目的が当社の経営支配権の奪取にある場合であって

も、適切な経営方針や経営計画が存在し、それによって当社の企業価値のさらなる継続的な向上が見込まれるのであれば、経営支配権の取得は直ちに否定されるべきものではありません。しかしながら、提案株主は、(法定の期限を徒過して提出された)2022年4月の大量保有報告書提出当初から一貫して当社株式の保有目的を「重要提案行為等を行うこと」としているにも拘らず、当社が再三に亘って、提案株主に対して、具体的かつ根拠のある企業価値向上のための提案の有無、内容について質問しても「重要提案行為をいつどのように行うかといった点も含め、現時点でその内容について具体的に申し上げることはございません」、「当社が提出していた大量保有報告書における保有目的欄に『重要提案行為等を行うこと』と記載していた・・・からとって、初めから具体的な重要提案行為等の内容を持ち合わせていなければならないといったルールはありません」等と回答するのみで、一貫して具体的な回答を避け続けてきました。

また、提案株主は、提案株主による当社株主総会の招集許可申立て(以下「本申立て」といいます。)の審理に際して、裁判所からも「招集の理由」につき補充を求められたにも拘らず、最後まで、当社の経営支配権を奪取した後の経営方針については、監査等委員会設置会社への移行を検討するというほかは、社内のDX化、販売戦略会議の定期開催、自社ブランド商品の再構築及び他社との販売代理店契約を増やすといった**抽象的・一般的な「お題目」以上の経営方針は何ら示せておらず、当社の事業に即した、当社の企業価値向上に向けた具体策は何ら示すことができていません。**

さらに、これらの抽象的・一般的な「お題目」の経営方針以外に、提案株主の代表者である尾端氏は、2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事「宝飾大手ナガホリに”マルチ商法集団”と指摘された筆頭株主が大反論!『長堀社長は限界だ!』における単独インタビューや、本申立ての審理に際して、裁判所からも経営支配権の取得を企図している以上は株主総会の「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたことに対応して2023年1月23日付けで追加された提案株主の補充説明において、当社の経営支配権を取得した後の経営方針については、監査等委員会設置会社への移行を検討するとしています。しかしながら、提案株主は、監査等委員会設置会社への移行のための定款変更すら本臨時株主総会のみならず、本定時株主総会においても、その議題・議案として提案していませんので、「監査等委員会の設置によるガバナンスの強化」ということ自体が、本申立ての審理に際して、裁判所から、経営支配権の取得を企図している以上は「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたこと等も受けて、急遽取ってつけたように追加された施策であることは明らかです。

この一連の経緯からも、提案株主は、本件大量買集め開始以来、本株主提案をしている現在に至るまで、具体的な企業価値向上策など一切持ち合わせていないものと考えざるを得ません。

また、提案株主の代表者である尾端氏は、上記2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事において、①「監査等委員会の設置によるガバナンス強化」、②「適材適所及び必要部署への配置転換を実施」、③「在庫や流通、商標

等の管理をするためにDXは必要」等と述べておりますが、当社の2022年9月29日付け中期経営計画「To the next Growth」では、既に、①取締役会構成の適正化・多様性の確保・取締役・監査役の選任プロセスの検討・サステナビリティへの取組みを通じた「ガバナンス強化に向けた取組み」を進めること、②グループ間及び営業・商品・管理部門間の適正な人材配置並びに女性が働きやすい職場の維持・拡充とキャリア形成へのサポートによる「適材適所の人事運営」を進めていくこと、③各種生産性向上政策及びHRM政策により利益率の改善と継続的な経費削減を図ることを、それぞれ公表しているところです。また、提案株主が2023年1月23日付けで追加した補充説明において「中期的取組み」として掲げられている、「オリジナルブランド・既存取り扱いブランド・新商品開発・新規販路構築等における販売戦略を講じる」、「市場ニーズを的確に捉え、時代にマッチした商品の開発や宝飾における新たな文化形成の構築、およびプロモーションを行う」、「自社ブランド商品の再構築ならびに市場調査に基づき他社との販売代理店契約を増やし、新規出店による増収を目指す」といった事項についても、当社の中期経営計画に際しても当然検討されているものです。

このように、提案株主ないし提案株主の代表者である尾端氏の主張は、抽象的・一般的な「お題目」を並べるだけで、当社の中期経営計画以上の施策の提言を行うものではありません。しかも、提案株主は、現在に至るも、当社の中期経営計画に掲げられているような、定量的な数値を伴う経営計画を一切示すことができていません。

提案株主が、実際に当社の中期経営計画を確認した上で当社の企業価値向上に資する取組みを真摯に検討しているのであれば、少なくとも中期経営計画の内容を踏まえて、より一層の企業価値の向上に資する具体的な施策を提案すべきと考えられるところ、このように、どこの会社に対しても当てはまり得るような抽象的・一般的な「お題目」を並べ立てるのみで、何らの新たな提案をできていないことは、提案株主が当社の中期経営計画ひいては当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないことの顕れであると言わざるを得ません。

- ②提案株主による本株主提案は、当社の経営支配権を奪取した後に大規模なエクイティ・ファイナンスを実行させるなど当社を提案株主の「ハコ会社」として利用するといった、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることが強く疑われること

提案株主（旧商号：N&Mマネージメント）には、過去に2回に亘って他の上場会社（シスウェーブ³及びリアルビジョン⁴）の株式を直接・間接に大量に取得してその経営支配権を実質的に掌握した上、大規模な希釈化を伴う新株及び新株予約権を自らと関係のある者に対して第三者割当発行し、これを最終的には売却す

³ 株式会社シスウェーブ（その後、株式会社シスウェーブホールディングス、株式会社SOL Holdings、そして、株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスと、複数回に亘って商号変更を繰り返しています。以下「シスウェーブ」といいます。）を指します。

⁴ 株式会社リアルビジョン（その後、株式会社RVHに商号変更。以下「リアルビジョン」といいます。）を指します。

る等した前歴が確認されています⁵。なお、シスウェーブはその後、有価証券報告書に虚偽記載があったとして証券取引等監視委員会に強制調査を受け、東京証券取引所により2018年9月3日付けでジャスダック市場からの上場廃止処分を受けています（上記有価証券報告書虚偽記載容疑については、最終的に、2019年8月6日に、東京地方裁判所から、シスウェーブに罰金1,000万円、同社の実質的経営者及び元社長2名に、懲役2年（執行猶予3年）、懲役1年6月（執行猶予3年）及び懲役1年6月（執行猶予3年）の刑の判決を受け、それが、それぞれ確定しています。）。

従って、当社現任取締役7名全員が任期満了による退任するとともに、提案株主による本株主提案が全て可決されて当社取締役が総入替えとなり、提案株主の関係者4名のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、大規模なエクイティ・ファイナンスによってその引受人となった関係者が引き受けた新株や新株予約権（を行使して取得した株式）を売却して利益を上げるために当社が利用され、その結果、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様共同の利益が害されることになるおそれがあるものと懸念せざるを得ません。この点に関して、上記2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事では、提案株主の代表者である尾端氏は、インタビューにおいて、記者からの「あなたが経営を担えば、百貨店や銀行の信用を失い、取引ができなくなる」との指摘に対し、『融資を受けられなくなる』と長堀社長は言いますが、なぜ融資に頼るのか。利益剰余金も積み上げている」と、金融機関からの融資は不要であるともとれる発言をしております。しかしながら、宝飾品販売事業者は一般に多様な在庫を確保し販売機会を逃さないようにする必要があり、資本効率を確保する観点から金融機関からの融資を受けることが必須です。特に、当社は、これまでの金融機関との関係を基礎として、有利な条件で融資を受けてきており、これが当社の収益構造・経営の強みであるところ、上記尾端氏の主張は、当社経営に対しての理解の不足を示すのみならず、宝飾品販売事業一般に対する見識を欠くものであって、当社の経営支配権を取得しようとする者としての適格性について大きな疑問を持たざるを得ません。仮に、提案株主が当社の経営支配権を取得した後、自己資金を中心として当社の経営をしていくということになれば、いずれ大規模なエクイティ・ファイナ

⁵ ちなみに、本株主提案において当社取締役候補者とされている菅原勝治氏は、一般財団法人エネルギー農業推進機構（旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会）の「顧問」として表示されていたことが判明しています。この一般財団法人エネルギー農業推進機構については、①シスウェーブの代表取締役社長及びリアルビジョンの補欠監査役を務めていた田中英雄氏、提案株主の前代表者である橋祐司氏、並びにシスウェーブの子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった川本幸夫氏の3名が評議員を務めていたほか、②シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた鼓昭雄氏が監事を務めており、さらに、③提案株主がシスウェーブ株式約26.62%を大数取得した際に提案株主にそのための資金全額を貸し付けていた株式会社共和フィナンシャル（シスウェーブの元代表取締役社長であった赤尾伸悟氏及び中原麗氏が相次いで代表取締役を務めていました。）及びその親会社であった株式会社共和キャピタル（旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった池畑勝治氏が設立し、取締役を務めていました。）並びにリアルビジョンの各本店所在地と同じ場所（赤坂會館ビル）に東京連絡事務所を置いていた法人です。

ンスを実施することによって市場から資金を集める必要が生じ、その結果、株式の希薄化を招くことは必至であって、かかる事態が当社の株主の皆様共同の利益に反することは明らかです。このような姿勢・態度に鑑みれば、提案株主による当社株式の10%強の市場内での買い上がり及び当社取締役の総入替えを目的とした本株主提案は、結局のところ、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。

また、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることは、提案株主による当社の株式取得時期から見た経済合理性の観点からも、客観的に明らかです。すなわち、当社の株価は、2021年12月末に至るまで14年間以上、100円台から300円台の間を推移するだけであったにも拘らず、提案株主が当社の株式を買い上げるのと時を同じくして急騰し、2022年10月31日には一時1,781円の高値をつけるまでに至っております。一方で、提案株主は、2022年3月15日から同年4月8日にかけて当社の株式を大量に買い上がっていましたが、その間における当社の株価は、終値ベースの最安値で292円、最高値で594円であって、4月15日の大量保有報告書の変更報告書提出時点で、提案株主における当社株式の平均取得コストは429.9円であると考えられます。上記のとおり、提案株主は具体的な企業価値向上策を何ら持ち合わせていないところ、それにも拘らず、当社の過去15年間における平均株価の約2倍前後もの価格で当社の株式を大量に取得することは著しく経済合理性を欠くと言わざるを得ません。

以上のとおり、提案株主は、(抽象的・一般的な「お題目」を超えた)当社の経営支配権奪取後の具体的な経営方針や企業価値向上策を何ら示すことができていないのであって、仮に提案株主等が本株主提案等を通じて企図しているような当社取締役の総入替えが行われても、提案株主が上記の投資に見合った利益をキャピタル・ゲインによって確保することは、合理的に考えて極めて困難であると言わざるを得ません。従って、結局のところ、本株主提案の真の目的は、当社の経営支配権を奪取した上で、当社の企業価値を向上させる以外の方法によって、株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。提案株主が、当社が営む宝飾品販売事業にとって極めて重要な年末年始商戦を迎える繁忙期である時期(2022年11月下旬)に臨時株主総会の開催を請求して当社の業務執行に支障を生じさせたことも、当社の事業の本質を理解しておらず、さらには当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることの証左であるといえます。

- (3) 本株主提案に係る取締役候補者はいずれも当社取締役としての資質・適格性に強い疑義がある上に、当該取締役候補者による経営が行われた場合には当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し得るものであること

本株主提案には、提案株主の代表者であってその100%株主である尾端氏とその他3名の候補者を当社取締役として選任することが含まれていますが、下記のと

おり、いずれも当社取締役としての資質や適格性に疑問符が付く人物ばかりです。

すなわち、本株主提案には、提案株主が提案する4名の候補者を取締役として選任することが含まれていますが、当該4名の候補者は、いずれも、概要以下に述べるとおり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ロンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。

- ① 尾端氏は、提案株主の唯一の株主かつ代表取締役ですが、2022年11月22日付けで当社が受領した提案株主による臨時株主総会招集の請求に関する書面（以下「本請求書面」といいます。）及び2023年4月3日付けで当社が受領した、提案株主が本定時株主総会に関し株主提案権を行使する旨の書面（以下「本株主提案書」といいます。）においても提案株主自ら明らかにしているとおり、公開されている情報だけでも、2011年2月に、マルチビジネスを営む株式会社イーサイト⁶に入社し、その後も、マルチビジネスを営むre-World Capital Partners Japan株式会社（以下「EWCP」といいます。）及び株式会社Sanctuaryの取締役ないし監査役を歴任しているなど、数々の会社においてマルチビジネスに関与してきた経歴を有することが明らかなる人物です。そして、EWCPは、尾端氏が取締役として在任中、静岡県から特定商取引法違反に基づく行政指導を受けたことも確認されており、加えて、会員の勧誘に当たって、誤導的な説明がなされたこと等を理由として、当時の役員に対して損害賠償請求訴訟が既に複数の者から提起されております。また、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から3か月間の取引等停止処分を受けたARK⁷の「法務部長」と表示した名刺を持った尾端氏が、富山県消費生活センターを訪れていることが判明しています（なお、後述のとおり、ARKに関しては、本株主提案に係る取締役候補者のうち菅原氏及び吉澤氏も、その特別顧問又は顧問税理士である（ないしは特別顧問又は顧問税理士であった）ことが判明しています。）。

上記のような経歴を有する者が、当社取締役となること自体、宝飾品販売事業を営む上場会社としての当社の信用とブランド・イメージを大きく毀損するおそれがあり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性を有しないことは明らかです。

⁶ 本請求書面において、提案株主が提案株主代表者の経歴としてEWCPの前身であると記載しています。

⁷ ちなみに、①ARKの当初の代表取締役は、Sanctuaryの代表取締役であった葉室一政氏であり、②2016年11月1日に設立されたARKの本店所在地はその時点におけるSanctuaryの本店所在地と同一であって、③ARKが同年12月1日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目5番2号JMNビル5Fに移転したその正に同じ日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有しているプラスワンがその場所に本店を移転してきているほか、④ARKは、その後2017年6月1日から同月30日までの間にもSanctuaryの本店所在地と同一の場所を自らの本店所在地としていたことが判明しています。このように、ARKはSanctuaryやプラスワンと密接な関係にあることが明らかで、Sanctuaryの清算後にその事業を実質的に引き継いでいるのではないかと合理的に疑われるところです。

また、尾端氏は、経営に関与するつもりはないと声明してアサヒ衛陶の株式を取得しておきながら、それから約1年後には自身が唯一の代表者であって100%株主であるプラスワンをして臨時株主総会の招集請求を行わせしめ、同社の代表取締役社長に就任していますが、「一身上の都合」を理由として、わずか約2か月で自己都合によりその職を辞任しています（同社取締役についても約3か月で退任しています）。提案株主は、当社からの数次に亘る質問や本臨時株主総会における当社株主様からのご質問に対しても、その経緯や理由の詳細を全く明らかにしていませんが、この点からも、尾端氏が真摯に上場会社の経営に向き合おうとする人物ではなく、上場会社の経営者としての責任感が欠如しているのではないかと考えざるを得ず、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性を有しないことは明らかです。

しかも、提案株主は、本請求書面及び本株主提案書において「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営に関する経験と実績を有して」いるとしているものの、尾端氏の経歴において「上場会社の代表取締役」であったのは、上述のアサヒ衛陶における代表取締役に就任してわずか約2か月で辞任した時期のみであり（上場会社の取締役であったのも上記のわずか約3か月間のみ）、これをもって「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営に関する経験と実績を有して」いると称することは、もはや誇張という域を超え、誤導的表示を禁止している委任状勧誘府令の趣旨に抵触しかねないのではないかとすら懸念されます。

しかも、尾端氏が唯一の代表者であって100%株主である提案株主は、当社株式の大量買集めに際して、大量保有報告書・変更報告書の提出を2週間以上に亘って遅延し、大量保有報告書の提出によって株価が高騰する前に主要株主になるに至るまで当社株式を大量に買い集めている上に、遅くとも、提案株主による当社株式の保有目的が「重要提案行為等を行うこと」から「支配権の取得」に切り替わったことが明らかである（本請求書面を当社に送付した）2022年11月22日から5営業日以内に上記保有目的の変更に係る変更報告書を提出する義務があったにも拘らず、当該義務を現在に至るまで懈怠しているほか、尾端氏が代表者であるプラスワンや提案株主は、過去にもアサヒ衛陶、株式会社アジアゲートホールディングス（以下「AGHD」といいます。）及びリアルビジョン株式の保有につき、

大量保有報告書・変更報告書の提出を懈怠していたのではないかとの疑いがあります⁸⁹¹⁰。にも拘らず、この点について、当社が質問状を以て質問を行ったのに対して、提案株主は、何らの説明を行うことなく本株主提案に及んでおり、提案株主の唯一の株主であって代表者である尾端氏は、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けているなど法令遵守が特に求められる宝石・貴金属等取扱事業者である当社の取締役としての適格性にも重大な疑念があることが明らかです。

②佐藤彩奈氏は、本株主提案においては、**社会人としての経歴がわずか約4年間しかない**ということの他、その経歴が必ずしも明らかではありませんが、少なくとも現時点において、**尾端氏が唯一の代表者であって上記プラスワンの100%子会社である株式会社オアノエンターテインメント（以下「オアノ」といいます。）の執行役員**とのことであり、上記尾端氏の部下であってその強い影響下にあると考えられます。

③菅原勝治氏も、**尾端氏が唯一の代表者であって100%株主であるプラスワンの特別顧問**であるとともに、**マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中**

⁸ 尾端氏は、プラスワンがアサヒ衛陶に対して臨時株主総会招集請求を行った際、尾端氏のほか、田中威之氏を取締役候補者として記載していたことから、少なくともこの時点において、プラスワン（尾端氏）と田中威之氏との間に、アサヒ衛陶の臨時株主総会が開催された場合に尾端氏と田中威之氏を同社取締役に選任する議案に賛成する旨の議決権の共同行使に関する合意が存在していたことは明らかであるところ、プラスワン及び田中威之氏のアサヒ衛陶の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、当時合わせて5%を超えていた（田中威之氏3.19%、プラスワン2.87%、合計6.06%）を超えていました。従って、プラスワン（尾端氏）は、実質共同保有者として大量保有報告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを怠っていた疑いがあります。

⁹ AGHDが、アクセスアジア株式会社と株式会社エム・クレドに対して、払込期日を2022年1月14日として、第三者割当てによる新株及び新株予約権の発行により資金調達を行った際、両社から、2週間から1か月のうちにその割り当てられた新株及び新株予約権の大半を譲渡された結果として、プラスワン並びに（提案株主による当社株式取得資金全額の貸付けを行ってきた合同会社STAND UP GROUPの社員（出資者）である）中山勇介氏及び笹澤知夫氏のAGHDに対する株券等保有割合は、少なくとも2022年1月28日時点において、個別に見ても5%を超えていました。従って、プラスワン（尾端氏）は、大量保有報告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを怠っていた疑いがあります。

¹⁰ N. D. C Investment Pte. Ltd. による第三者割当て発行の払込みが2013年12月25日に行われた際、同社は、中長期に保有する旨を確認した上で、リアルビジョンの新株14万2,000株（1株当たり発行価額2万1,000円）及び新株予約権3,330個（1個当たり発行価額270円、潜在株式33万3,000株相当、1個当たり行使価額2万1,000円）を取得していましたが、早くもその約3か月後の2014年3月13日及び17日の両日で、N. D. C Investment Pte. Ltd. は、提案株主に対して、上記新株14万2,000株全てを1株当たり2万3,100円、上記新株予約権3,330個全てについても1個当たり297円で譲渡しています。これにより、提案株主は、リアルビジョンの新株を株券等保有割合にして2.24%相当、同じく新株予約権を5.25%相当、それぞれ直接取得するに至りました（合計7.49%）。その後、同年8月22日になって、リアルビジョンは提案株主が保有していた上記3,300個の新株予約権を全て取得していますが、EDINET上、提案株主からは、取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くなく、その後、提案株主はリアルビジョンの大株主にも登場していません。従って、提案株主は上記につき変更報告書の提出を懈怠していた疑いがあります。

部経済産業局及び石川県から行政処分を受けた上記ARKの特別顧問でもあっただけでなく、前述のアサヒ衛陶の臨時株主総会において尾端氏とともにプラスワンらによって取締役候補者として提案され、最終的にアサヒ衛陶の取締役に就任する（しかも、尾端氏とともに就任から約3か月で退任）¹¹に至っており、尾端氏と強い関係を有していることが窺えます。提案株主は、菅原氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、**上述のような尾端氏との強い関係性を踏まえれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、菅原氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるとは考えられません**。また、行政処分を受けたARKの特別顧問であったこと等から、違法なマルチビジネスとの関係も懸念されるところです。

加えて、菅原氏については、本請求書面及び本株主提案書において、2006年4月にシンワアートオークション株式会社（以下「シンワアート」といいます。）の危機管理室長に就任し、2009年3月から現在に至るまで同社の顧問を務めている旨が記載されていますが、同社については、2013年9月30日付けの日本経済新聞電子版等において、国税当局から、「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を指摘されて修正申告を行った旨が報じられております。当該記事によれば、同社は、「2011年5月期までの3年間で約4千万円の所得隠し」を指摘されていたと報じられておりますので、記事が事実であるとすれば、仮装隠蔽による所得隠しの期間は2009年5月期から2011年5月期までの期間（つまり、2008年6月1日から2011年5月末までの期間）ということになり、まさに、菅原氏が危機管理室長を務め、そして顧問を務めていた期間と重なっています。本請求書面及び本株主提案書においては、菅原氏が当社の取締役として相応しい理由として、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いることが記載されていますが、この記事が事実であるとすれば、同氏はシンワアートが「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を行っていた期間に危機管理室長（次いで顧問）を務めていたことになり、**果たして真に「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いるのかについては疑問符がつくと一言ざるを得ません**¹²。

- ④吉澤孝明氏も、**上記のプラスワン及びオアノの顧問税理士**であるとともに、**マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けた上記ARKの顧問税理士**でもあったことから、尾端氏を実質的な依頼者とするものであり、その強い影響下にあると考えられます。提案株主は、吉澤孝明氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、**尾端氏との関係の密接さに鑑みれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、吉澤孝明氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待**

¹¹ なお、菅原氏は、アサヒ衛陶取締役在任中、同社の取締役会には7回中2回しか出席しておらず、監査等委員会も2回中1回しか出席していないとのことです（アサヒ衛陶の第72期報告書16頁ご参照）。

¹² 以上に加えて、菅原氏は、上記ARKだけでなく、消費者庁からそのマルチビジネスにつき消費者安全法に基づく（是正）勧告を受けた株式会社ELICC JAPAN及び消費者庁から特定商取引法違反に基づき6か月間の業務停止命令を受けた株式会社e-winの両社において唯一の（代表）取締役であった佐伯和信氏が、同じく唯一の（代表）取締役を務めていた株式会社Zにおいても、そのHPにおいて危機管理対策室担当と表示されていたことが確認されています。

できるものではありません。また、行政処分を受けたARKの顧問税理士であったことから、違法なマルチビジネスとの関係も懸念されるところです。

以上のとおり、提案株主が提案する4名の候補者のうち尾端氏については、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。また、尾端氏以外の3名の候補者は、いずれも尾端氏の部下であるか又はその強い影響下にあることが明らかであって、法令遵守が特に求められる当社の取締役としての適格性には重大な疑念があると言わざるを得ません。そして、提案株主の代表者であって取締役候補者でもある尾端氏が長年に亘ってマルチビジネスに関与してきた経歴があり、尾端氏以外の3名の候補者（うち2名は、中部経済産業局及び石川県から取引等停止処分を受けたARKの特別顧問ないし顧問税理士）も尾端氏の部下であるか又はその強い影響下にあることに鑑みると、本株主提案の真の目的のもう一つは、当社の経営支配権の奪取後に、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場会社としての信用とブランド・イメージを利用することにあることが強く疑われます¹³。

よって、当社取締役会としては、提案株主が提案する候補者4名の当社取締役への選任議案（第5号議案）についても反対いたします。

3. 結 語

このように、本株主提案は、そもそも、本臨時株主総会において示された大多数の当社株主の皆様のご意思を無視するもので、かつ、提案内容の真摯さに欠け、それ自体濫用的なものです。また、本株主提案書が謳っているような当社の企業価値の向上を目指すものではなく、むしろ、本株主提案が、独立社外取締役を含む当社の現任取締役7名全員の任期満了による退任と、提案株主が擁立した候補者4名の当社取締役への選任を目的とするものであることからすると、本株主提案の真の目的は、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取することにあると考えざるを得ません。そして、上述した諸々の事情を考え併せると、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取することに成功した場合には、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場会社としての信用とブランド・イメージを利用し、さらには、当社の株主の皆様共同の利益に反するような株式の希薄化を招く大規模なエクイティ・ファイナンスの実施（当社の「ハコ会社」化）を目論んでいるのではないかと強く懸念されるところです。

¹³ 17社に亘る宝石・貴金属等取扱事業者有志一同からも、本臨時株主総会における提案株主による株主提案に関して、提案株主が当社の経営支配権を取得することにより万が一にもマルチ商法等に悪用されるようなことがあれば、お客様からの信用の低下その他のイメージダウンによる業界全体への打撃は計り知れない旨の懸念が表明されています（2023年2月24日付け株式会社ナガホリに対する株主提案に関する反対声明参照）。

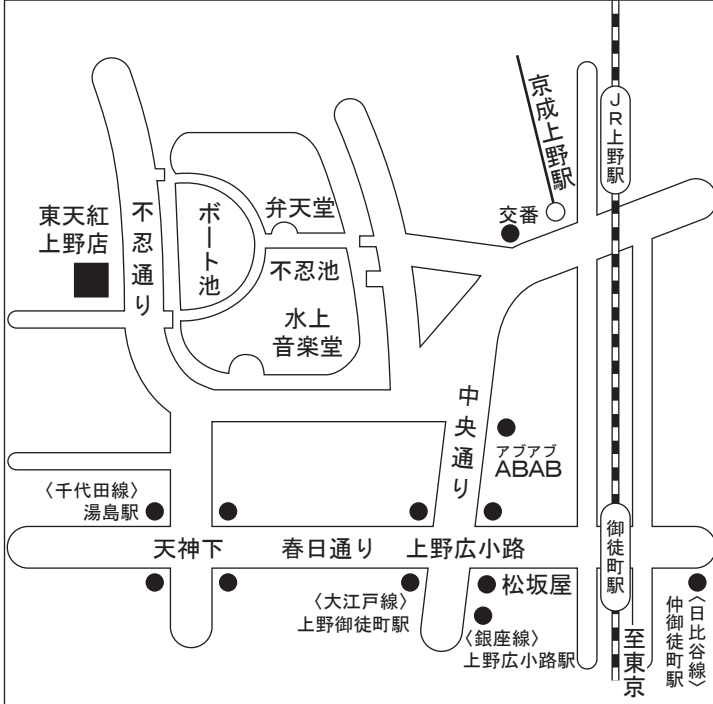
従って、万が一にも、本株主提案が承認されて当社取締役が総入替えとなり、当社取締役としての適格性や資質に強い疑義がある4名（尾端氏とその部下又はその強い影響下にある3名）のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様共同の利益が害されるおそれがあると考えざるを得ません。

このため、当社取締役会としては、提案株主が提案する本株主提案（第5号議案）に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都台東区池之端一丁目4番1号
 東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス
 電話 03 (3828) 5111



J	R	上野駅不忍口	徒歩13分
		御徒町駅	徒歩13分
私	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
地	下	千代田線・湯島駅 (西日暮里寄出口)	徒歩3分
		銀座線・上野広小路駅	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅	徒歩10分
		日比谷線・上野駅又は仲御徒町駅	徒歩13分

お 願 い : 当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

◎お土産配布の取りやめについて

株主総会にご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめております。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト <https://www.nagahori.co.jp>